

# JA柳川のご案内

令和5年度ディスクロージャー誌



JA柳川

# 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| I. ごあいさつ                        | 1  |
| II. 組合の沿革・歩み                    | 2  |
| III. 経営方針                       |    |
| 1. 経営理念                         | 4  |
| 2. 経営方針                         | 4  |
| IV. 概況及び組織に関する事項                |    |
| 1. 業務の運営の組織                     | 7  |
| ◆組織機構図                          | 7  |
| ◆組合員数及びその増減                     | 8  |
| ◆出資口数及びその増減                     | 8  |
| ◆組合員組織の概況                       | 9  |
| ◆地区一覧                           | 9  |
| ◆職員数                            | 10 |
| 2. 理事及び監事の氏名及び役職名               | 10 |
| ◆役員一覧                           | 10 |
| 3. 会計監査人の名称                     | 11 |
| 4. 事業所の名称及び所在地                  | 11 |
| ◆店舗一覧                           | 11 |
| V. 主要な業務の内容                     |    |
| 1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕 | 12 |
| 2. 各事業の概況〔活動・実績〕                | 13 |
| ◆信用事業                           | 13 |
| ◆共済事業                           | 18 |
| ◆農業・生活関連事業                      | 20 |
| VI. 事業活動に関する事項                  |    |
| 1. 農業振興活動                       | 23 |
| 2. 地域貢献情報                       | 23 |
| 3. 情報提供活動                       | 23 |
| 4. リスク管理の状況                     | 23 |
| ◆リスク管理の体制                       | 23 |
| ◆法令等遵守体制                        | 25 |
| ◆金融ADR制度への対応                    | 27 |
| ◆金融商品の勧誘方針                      | 28 |
| ◆個人情報の取扱い方針                     | 29 |
| ◆内部監査体制                         | 32 |
| 5. 自己資本の状況                      | 32 |
| ◆自己資本比率の状況                      | 32 |
| ◆経営の健全化の確保と自己資本の充実              | 32 |
| VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項    |    |
| 1. 決算の状況                        | 33 |
| ◆貸借対照表                          | 33 |
| ◆損益計算書                          | 35 |
| ◆注記表                            | 37 |
| ◆剰余金処分計算書                       | 57 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 2. 計算書類の正確性等にかかる確認        | 57 |
| 3. 会計監査人の監査               | 58 |
| 4. 最近の5事業年度の主要な経営指標       | 58 |
| 5. 利益総括表                  | 59 |
| 6. 資金運用収支の内訳              | 59 |
| 7. 受取・支払利息の増減額            | 59 |
| 8. 自己資本の充実の状況             | 60 |
| VIII. 直近2事業年度における事業の実績    |    |
| 1. 信用事業                   | 78 |
| ◆貯金に関する指標                 | 78 |
| ◆貸出金に関する指標                | 78 |
| ◆為替                       | 82 |
| ◆有価証券に関する指標               | 82 |
| ◆有価証券の時価情報等               | 83 |
| 2. 共済事業                   | 84 |
| IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標 |    |
| 1. 利益率                    | 86 |
| 2. 貯貸率・貯証率                | 86 |

## 1. ごあいさつ

皆様方には、日頃よりJA柳川をご利用頂き、誠にありがとうございます。

当JAをより深くご理解頂くため、ここに小冊子を作成いたしました。最近1年間の動きを中心にJAの概要、経営の現況などをご案内申し上げます。

農業およびJAグループをめぐる情勢については、食料・エネルギー・肥料原料等の価格がロシア軍のウクライナ侵攻以降、国際情勢の緊迫により高騰し、加えて円安が継続したことにより、国内の農業生産資材価格は高止まりを続け、農業経営に深刻な影響を及ぼしており、営農継続へ重大な影響を及ぼすことが懸念されます。このような状況の中、令和5年度においては、農業経営の安定化を図るため畑作物の直接支払い交付金等に対する緊急要請活動や肥料価格高騰対策事業に取り組みました。

当組合では、第43回JA福岡県大会決議とJA柳川経営基本方針に沿って、組合員の意見や当組合の実態を踏まえたうえで策定した、中期3カ年経営計画（令和4年度～令和6年度）の最終年度であります。その中で営農部門においては、最重点項目として「農業者の所得増大に向けた販売戦略と産地基盤づくり」「農業生産の拡大に向けた担い手づくり」「専門的人材育成と出向く営農指導体制づくり」を掲げており、特に「農業者の所得増大に向けた販売戦略と産地基盤づくり」では、第13回臨時総代会において、東部地区カントリーエレベーターの建設計画についてご承認いただきました。今回の承認可決をうけ、共同利用施設再編計画に基づき、米麦乾燥調製貯蔵施設「東部地区カントリーエレベーター」の建設に取り組めます。また、既存の集出荷施設（野菜集出荷場、水稻育苗所）の営繕による設備の機能向上に取り組み、スマート農業やデジタル化への対応による産地基盤を強化します。また、所得向上には欠かせない高品質・高収量生産にも、更に一步踏み込んだ指導を展開していきます。

「持続可能な農業」の創出に挑戦し、「組合員」と「役職員」が豊かな地域社会の発展と共に貢献するJAを目指します。自己改革に関する理解を更に深めていただくため、担い手農業者や准組合員を対象に常勤役員による対話活動を実施しました。「実践」から「浸透」へ自己改革で実現する持続可能な未来へ向けたJAの役割を発揮するため、組合員の皆様との対話を大切に今後も取り組んでまいります。また、協同組合活動や地域、農業の発展に活躍する次世代組合員リーダーの輩出に向けた組合員大学に引き続き取り組んでまいります。

本年におきましても農業を取り巻く環境はより一層厳しい状況の中、組合員の皆様の更なるご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

最後に、福岡県、柳川市をはじめとする行政機関、関係各位のご支援、ご協力に対し心より厚く感謝申し上げますとともに、組合員皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念申し上げ挨拶と致します。

令和6年7月

代表理事組合長 山田 英行

## II. 組合の沿革・歩み

### ○ 新生柳川農業協同組合発足

昭和60年4月、蒲池農業協同組合、昭代農業協同組合、柳川市農業協同組合、大和町農業協同組合、皿垣開農業協同組合の5つの農協が合併し、新生柳川農業協同組合が発足しました。

### ○ 三橋町農業協同組合との合併

平成元年5月、三橋町農業協同組合と合併し、県下23構想の大型柳川農業協同組合が発足しました。

### ○ J A統一マークの採用

平成3年全国農協大会において「農協21世紀への挑戦と改革」のスローガンのもとに麦穂マークもJ Aに変更イメージの一新に取り組むことが決議されました。

### ○ 宅地建物取扱業務開始

平成6年2月より組合員の資産をより有利な条件で運用するため資産相談課を新設し、宅地建物取扱業務を開始しました。

### ○ 営農センターの新規設立

平成7年4月より営農指導の強化、充実を図るため営農センターを新設しました。

### ○ 店舗の統廃合

平成12年3月21日沖端出張所・東宮永出張所の柳川支所への統廃合を行いました。

### ○ 介護福祉事業開始

平成12年4月1日より介護福祉法の制定に伴い、当J Aではヘルパーステーション「たんぼぼの会」による介護支援事業を開始しました。

### ○ J A柳川寄覧館の新設

平成12年5月経済センターの店舗を増改築し、営業時間の延長による顧客のニーズに対応するため年中無休による店舗（愛称「J A柳川寄覧館」）を新設しました。

### ○ 農産物直売所「ふれ愛の里」の新設

地域活性化を行うため、新鮮で安全な地元の農産物を地域消費者に供給することによって、消費者との交流を図り、地域の活性化に貢献するための農産物直売所（愛称「ふれ愛の里」）を平成12年12月23日オープンしました。

### ○ 農家戸配送システムの導入

経済事業改革の一環として、平成16年7月より支所購買を廃止して購買事業を経済センターに一元化するとともに、配送業務を全農ふくれんに委託することにより、物流コストの削減を行い、組合員に価格メリットの還元を行いました。

### ○ 葬祭事業の開始

平成17年4月より自宅葬を、7月には葬祭センター「おもひでホール」を新設し、会館葬を開始しました。

### ○ 柳川農産物シンボルマーク「SENDくん」の制作発表

平成20年2月柳川農産物を全国の消費者へPRするためのキャラクタ

- ー「センドくん」の発表を行い有利販売へ向かってスタート致しました。
- 葬祭2号店開設  
平成21年12月より葬祭センター「おもひでホール 柳川」を開設し組合員サービスの充実を図りました。
  - 法事会館  
平成22年10月より法事会館「偲ぶ庵」を開設し、組合員サービスの充実を図りました。
  - 店舗の統廃合  
平成24年5月1日西宮永出張所・両開出張所・柳川支所を統廃合して、新しい柳川支所を両開にオープンしました。中島出張所は、大和支所に統合し、駅前支店は、三橋支所に統合しました。
  - デイサービスセンター  
平成25年4月1日よりデイサービスセンター「たんぼぼ」を開設し、組合員サービスの充実を図りました。
  - カントリーエレベーターの設備増強  
平成27年3月、三橋カントリーエレベーターを改修、機能向上対策を行い、名称を「東部地区カントリーエレベーター」に変更しました。
  - コインランドリーオープン  
平成27年4月より、旧河童のお宿SS跡地に「センドくんランドリー」がオープンしました。
  - いちご・アスパラ集出荷施設の新築  
平成28年2月、いちご・アスパラ集出荷施設を新築しました。
  - センドくんストアオープン  
平成29年4月より、営農センターに園芸資材店舗「センドくんストア」がオープンしました。
  - 南部地区カントリーエレベーターの新設  
平成30年度、蒲池昭代カントリーエレベーター・柳川カントリーエレベーター・大和カントリーエレベーター・皿垣開カントリーエレベーター・大豆乾燥調製施設の5カ所の施設と機能を再編統合した南部地区カントリーエレベーターを新設しました。

### Ⅲ．経営方針

#### 1. 経営理念

〔経営理念〕

「地域とともに歩むJA柳川」

〔経営ビジョン〕

私たちは『希望』と『やりがい』を持ち、『組合員』と『役職員』の対話によるつながりを大切にし、地域のリーダーとして農業とくらしを支えるJAを目指します。

〔行動指針（JA柳川5つの誓い）〕

- J A J Aは、地域とのふれあいを大切にします。
- や やる気と笑顔で、組合員と共に行動します。
- な 何事も大切にします、取り組みます。
- が がんばる職場、夢ある職場をつくります。
- わ 私が先に応えます。いらっしゃいませ、こんにちは。

#### 2. 経営方針

【営農部門方針】

第43回JA福岡県大会では、さらなる自己改革の着実な実践と浸透・定着の遂行が決議され、特に最重点課題として位置づけられた「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」について、今後においても農業者と深く向き合った取り組みが必要となります。

この大会決議とJA柳川経営基本方針を受け、令和4年度～令和6年度中期3ヵ年経営計画では、『持続可能な農業創出』の分岐点として、これまで『実践』してきた自己改革を引き続き『浸透』させることが重要であり、そのためには、組合員、地域住民との関係を双方向の『対話』を通じて維持・強化しなければなりません。営農部門では以下の取り組みを実践します。

「農業者の所得増大に向けた販売戦略と産地基盤づくりを実現する取組」では、既存の共同利用施設（CE、集荷場、水稻育苗所）の施設再編計画による設備の機能向上に取り組み、スマート農業やデジタル化への対応による産地基盤を強化するとともに、「センドくん＝柳川農産物」の認知度アップのためのPR活動を実践し、有利販売と販路の拡大を図ります。また、所得向上には欠かせない高品質・高収量生産にも、更に一步踏み込んだ指導を展開していきます。

「農業生産の拡大に向けた担い手づくりを実現する取組」では、地域農業の高齢化・後継者不足等の問題を解決すべく実質化された「人・農地プラン」と連携した「次世代総点検運動」を実施し、新規就農者の確保・育成に取り組み他、産地や集落営農の維持発展を図り、農業生産の拡大に努めます。

「専門的人材育成と出向く営農指導体制づくりを実現する取組」では、組合員へ出向く活動を強化するため、指導員の役割を認識し幅広い知識を兼ね備えた営農指導員のプロフェッショナル化に努めるとともに、全部署が連携した営農指導体制を構築します。

「農産物付加価値の拡大と需要開拓を実現する取組」では、柳川の風景が見える商品開発を地元企業と連携して取り組み、新たな販売形態による自立した加工事業を目指します。

### 【経済部門方針】

経済部では、農家の持続可能な農業と組合員の豊かな暮らしを支援する取り組みを最重要課題として事業を進めます。

購買部門では、大型規格資材や銘柄集約による集中購買のメリットや労力軽減資材導入促進の取り組みによりトータルコスト削減に努め農家所得の向上を図ります。又、経済専任渉外活動による利用率向上をめざします。

農機燃料部門では、農機4JAの共同事業の充実を図るとともに、整備体制の強化と整備士技能向上によりスマート農業に対応できるようにします。また、燃料配送及びスタンド業務の効率化を確立します。脱炭素の世の中に対応するスタンドの在り方も今後検討します。

生活部門については、高齢化社会を踏まえた生活支援事業を行うため、葬祭介護事業に対する取り組み強化とサービスの充実を図っていきます。そのためには、顧客満足度の向上に努め、利用者と御家族の方より心から「笑顔でありがとうの言葉」を頂ける事業展開と健やかに安心して暮らせる地域社会づくりへの貢献を目指します。

### 【金融部門方針】

柳川市は、全国でも有数な土地利用型農業地帯のひとつであり、今後もその農業振興に尽力しなければなりません。当JAの金融事業でも金融面でその成長を支えるとともに、各リスク担保により「安心」「安全」なライフプランを提供していきたいと思えます。

先ず信用事業については、農家組合員の経営拡大等を応援するため、営農経済課と連携して農業融資の伸張に取り組みます。また、住宅メーカー等へ積極的に訪問し、住宅ローンの拡大を目指すとともに、マイカーローンや教育ローン等の小口融資獲得のため、融資担当と渉外担当が連携してキャンペーンチラシ配布にも取り組みます。さらに、JAファン拡大のため、年金友の会への加入やキャッシュカード、インターネットバンキング登録を積極的に推進していきます。

共済事業については、渉外職員を中心に、店舗一体となった推進体制の構築に取り組みます。お客様より取得した情報からリスクを洗い出し、保障の必要性を理解していただけるような質の高い訪問活動を目指します。また、何年も訪問していないお客様に対して加入されている共済の内容説明に伺い、共済金の請求漏れ等が無いよう全戸訪問に力を入れます。渉外職員に対しては、各種研修や訪問前のロープレーを実施するとともに、日報による日々の行動管理を徹底します。これらの部門方針を実現するには、人材育成が一番大事です。ファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励し、組合員・利用者の「税務」「社会保険」「リスク保障」「資産運用」等の様々な相談に対応できる職員を育て、組合員・利用者の皆様に必要とされ、信頼されるJAを目指します。

### 【総務部門方針】

総務部門では、経営ビジョン達成のため「組合員のアクティブ・メンバーシップと地域コミュニティ発揮」「人材育成」「広報活動」「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」を重点課題として取り組みます。また、自己改革については、改革実践プランに取り組み、改革の評価に向けた組合員との対話活動を継続し「自己改革の浸透」に努めるとともに、対話により集約した組合員の声に対するフィードバックとJA運営への組合員の意思反映を実現します。

「組合員のアクティブ・メンバーシップと地域コミュニティ発揮」については、組合員大学の継続による地域・農業を支える次世代組合員リーダーの輩出と、支所検討委員会の活性化による組合



員・地域住民の「声」を反映した、地域密着活動とSDGs達成に取り組みます。また、准組合員との関係強化に向け、農業や食への関心を高め理解を深める「農業の応援団」活動や、生産者と消費者をつなげる新たな活動を展開します。

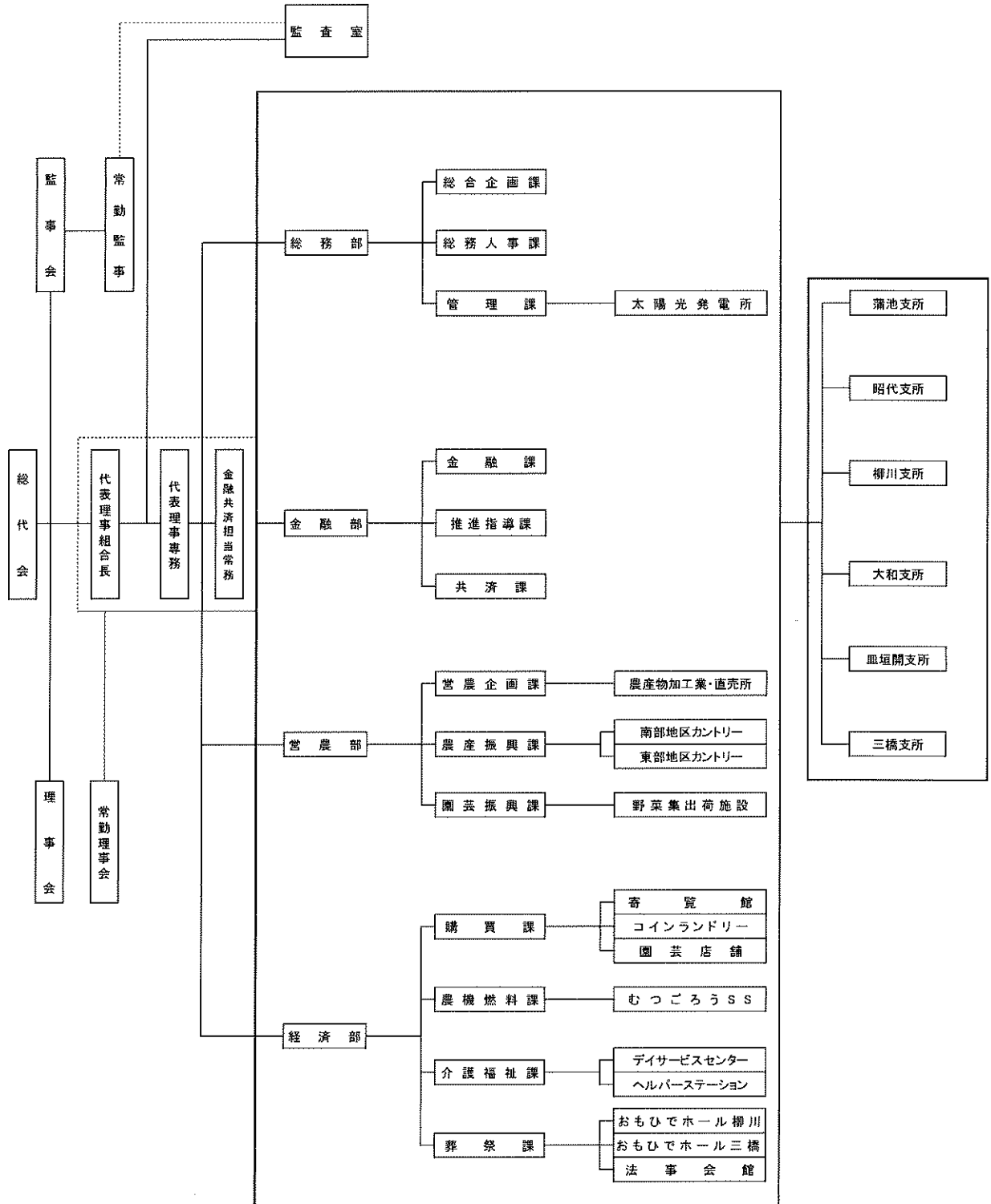
「人材育成」については、組合員との繋がりをより強固なものにするため、協同組合理念を実践できる次世代リーダーを育成するとともに、人づくり基本方針の計画的な運用により、総合的なマネジメント能力を有するゼネラリストと、専門的な組合員ニーズに対応できるスペシャリストの育成に取り組みます。また、女性活躍推進のため、多様な人材が活力を持ち働き続けることができる職場づくりに取り組みます。

「広報活動」については、情報発信方法の多様化に対応するためHP・SNS等に加え、動画配信等の新しい情報発信と、組合員・地域住民を網羅した様々な広報誌を発行して、柳川の農産物やJA活動のPRに取り組みます。また、広報活動の体制を強化するため、広報委員会による広報活動の意識統一と部門間連携、広報担当者の情報発信力強化に取り組みます。「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」については、支所・事業所機能再構築と併せ、改善・改革による業務効率化、デジタル化への対応、組合員ニーズや活動の変化を敏感に察知するDX化の研究に取り組みます。また、第43回JA福岡県大会決議に基づき、JA内での解決に比べて、より組合員や地域住民にとって効果（メリット）があり、JA経営にとっても効率的であるJA間連携や戦略的合併を「久留米南地区4JA農業・JA経営戦略研究会」に参加して研究を行います。さらに、JA版早期警戒制度を踏まえ適切な経営判断や説明責任を果たすガバナンス機能の発揮と、コンプライアンス態勢および内部統制の確立・強化による不祥事未然防止に取り組みます。マネロン・テロ資金供与対策として、経営陣の主導的な関与のもと、金融部署、リスク管理部署、内部監査部署の3線連携による適切なリスク管理に取り組みます。

# IV. 概況及び組織に関する事項

## 1. 業務の運営の組織

◆組織機構図（令和6年4月1日現在）



◆組合員数及びその増減

(単位：人)

| 区 分  |             | 令和4年度  | 令和5年度  | 増減    |      |
|------|-------------|--------|--------|-------|------|
| 正組合員 | 個 人         | 5,813  | 5,701  | △112  |      |
|      | 法 人         | 農事組合法人 | 27     | 28    | 1    |
|      |             | その他の法人 | 4      | 5     | 1    |
|      | 計           |        | 5,844  | 5,734 | △110 |
| 准組合員 | 個 人         | 4,528  | 4,492  | △36   |      |
|      | 農 事 組 合 法 人 | 3      | 3      | 0     |      |
|      | そ の 他 の 団 体 | 45     | 46     | 1     |      |
|      | 計           |        | 4,576  | 4,541 | △35  |
| 合 計  |             | 10,420 | 10,275 | △145  |      |

◆出資口数及びその増減

(単位：口)

| 区 分         | 令和4年度     | 令和5年度     | 増減      |
|-------------|-----------|-----------|---------|
| 正 組 合 員     | 1,033,498 | 1,018,558 | △14,940 |
| 准 組 合 員     | 128,779   | 131,592   | 2,813   |
| 小 計         | 1,162,277 | 1,150,150 | △12,127 |
| 処 分 未 済 持 分 | 3,324     | 4,711     | 1,387   |
| 合 計         | 1,165,601 | 1,154,861 | △10,740 |

(摘 要) (1) 出資1口金額 1,000円

◆組合員組織の概況（令和6年3月31日現在）

（単位：人）

| 組 織 名           | 構 成 員 数 |
|-----------------|---------|
| 農 事 組 合         | 10,275  |
| 青 年 部           | 86      |
| 女 性 部           | 536     |
| た ん ぼ ぼ の つ ど い | 38      |
| 年 金 友 の 会       | 4,342   |
| な す 部 会         | 72      |
| い ち ご 部 会       | 73      |
| レ タ ス 部 会       | 11      |
| ト マ ト 部 会       | 16      |
| に ら 研 究 会       | 1       |
| ア ス パ ラ ガ ス 部 会 | 52      |
| ブ ド ウ 部 会       | 24      |
| イ チ ジ ク 部 会     | 15      |
| ひ し 研 究 会       | 2       |
| オ ク ラ 部 会       | 75      |
| 普 通 作 研 究 会     | 20      |
| も ち 部 会 （ 昭 代 ） | 2       |
| も ち 部 会 （ 三 橋 ） | 170     |
| 肉 牛 部 会         | 1       |

◆地区一覧

柳川市一円の区域

◆職員数

(単位：人)

| 区 分              |             | 令和4年度末 | 令和5年度末 |       |    |
|------------------|-------------|--------|--------|-------|----|
|                  |             |        | う ち 男  | う ち 女 |    |
| 正<br>職<br>員<br>数 | 一 般 事 務 職 員 | 109    | 104    | 74    | 30 |
|                  | 営 農 指 導 員   | 16     | 14     | 14    | 0  |
|                  | 生 活 指 導 員   | 2      | 1      | 0     | 1  |
|                  | その他専門技術職員   | 1      | 1      | 1     | 0  |
| 小 計              |             | 128    | 120    | 89    | 31 |
| 常 雇              |             | 79     | 78     | 34    | 44 |
| 臨時・パート           |             | 3      | 0      | 0     | 0  |
| 派 遣              |             | 4      | 3      | 1     | 2  |
| 合 計              |             | 214    | 201    | 124   | 77 |

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(令和6年3月末現在)

| 役 員      | 氏 名     | 役 員     | 氏 名       |
|----------|---------|---------|-----------|
| 代表理事組合長  | 山 田 英 行 | 理 事     | 山 口 安 雄   |
| 代表理事専務   | 重 富 敏 弘 | 理 事     | 久 富 正 信   |
| 金融担当常務理事 | 竹 下 圭 輔 | 理 事     | 島 添 茂 樹   |
| 理 事      | 新 谷 一 廣 | 理 事     | 阿 志 賀 一 喜 |
| 理 事      | 大 淵 亮 輔 | 理 事     | 中 島 みゆき   |
| 理 事      | 松 本 徳 正 | 理 事     | 末 吉 ゆき子   |
| 理 事      | 篠 倉 智 文 | 理 事     | 浦 レイ子     |
| 理 事      | 木 原 孝 徳 |         |           |
| 理 事      | 高 田 一 利 | 代 表 監 事 | 江 口 重 信   |
| 理 事      | 山 田 孝 一 | 常 勤 監 事 | 古 賀 勝 広   |
| 理 事      | 藤 吉 佳 美 | 監 事     | 北 原 慶 司 朗 |
| 理 事      | 齊 藤 浩 之 | 監 事     | 園 田 清 美   |
| 理 事      | 櫻 木 利 和 | 員 外 監 事 | 寺 島 稔     |
| 理 事      | 松 藤 勝 憲 |         |           |

### 3. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和6年3月現在） 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE 田町14階

### 4. 事業所の名称及び所在地

#### ◆店舗一覧

（令和5年3月現在）

| 店 舗 名     | 住 所                    | 電 話 番 号      | ATM<br>設置台数 |
|-----------|------------------------|--------------|-------------|
| 本 所       | 〒832-0058 柳川市上宮永町425-1 | 0944-73-6312 | ATM 1 台     |
| 蒲 池 支 所   | 〒832-0007 柳川市金納543     | 72-9233      | ATM 1 台     |
| 昭 代 支 所   | 〒832-0089 柳川市田脇843     | 73-6241      | ATM 1 台     |
| 柳 川 支 所   | 〒832-0054 柳川市有明町1100-2 | 73-6311      | ATM 1 台     |
| 大 和 支 所   | 〒839-0253 柳川市大和町鷹ノ尾148 | 76-3009      | ATM 1 台     |
| 皿 垣 開 支 所 | 〒839-0261 柳川市大和町皿垣開510 | 76-0211      | ATM 1 台     |
| 三 橋 支 所   | 〒832-0814 柳川市三橋町垂見6-1  | 73-6131      | ATM 1 台     |

店舗外 A T M 設置台数 2 台

- ・スーパーマルマツ店
- ・柳川市役所前（各金融機関と共有）

## V. 主要な業務の内容

### 1. 全般的な概況〔取組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

#### (1) 財務・事業成績の推移

(単位：千円，%)

| 区 分  | 項 目        | 2 年 度       | 3 年 度       | 4 年 度       | 5 年 度<br>(当期) |           |
|------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-----------|
| 財 務  | 事 業 利 益    | 165,502     | 204,843     | 239,522     | 209,410       |           |
|      | 経 常 利 益    | 226,403     | 277,010     | 295,633     | 276,688       |           |
|      | 当 期 剰 余 金  | 60,132      | 137,955     | 244,348     | 186,882       |           |
|      | 総 資 産      | 87,707,465  | 89,271,236  | 88,533,517  | 90,061,403    |           |
|      | 純 資 産      | 6,179,592   | 6,218,462   | 6,308,549   | 6,340,347     |           |
|      | 単体自己資本比率   | 15.94       | 16.22       | 16.77       | 16.38         |           |
| 信用事業 | 貯 金        | 78,080,598  | 79,654,002  | 79,293,245  | 80,824,995    |           |
|      | 預 金        | 63,565,457  | 65,634,203  | 64,534,934  | 66,784,533    |           |
|      | 貸 出 金      | 9,245,671   | 8,850,415   | 8,584,003   | 7,213,357     |           |
|      | 有 価 証 券    | 国 債         | 3,598,770   | 3,522,620   | 3,533,220     | 3,230,630 |
|      |            | そ の 他       | 1,535,550   | 1,791,930   | 2,197,080     | 2,214,190 |
| 共済事業 | 長期共済保有高    | 191,986,093 | 182,395,056 | 173,846,050 | 164,335,275   |           |
|      | 短期共済新契約掛金  | 340,300     | 327,204     | 324,821     | 315,574       |           |
| 購買事業 | 購買品供給高     | 2,061,130   | 1,955,907   | 2,140,514   | 1,949,907     |           |
| 販売事業 | 販売品販売高・取扱高 | 5,016,338   | 5,178,600   | 5,183,613   | 5,676,785     |           |

#### (2) 対処すべき重要な課題

- ① J A柳川自己改革の着実な実践
- ② J Aグループ福岡における新たな組織再編戦略
- ③ 持続可能な J A経営基盤の確立・強化の取組み

## 2. 令和5年度各事業の概況〔活動・実績〕

### ◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

#### ◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

#### ◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

#### ・貸出金残高（令和6年3月末）

（単位：百万円）

| 組合員等  | 地方公共団体等 | その他 | 計     |
|-------|---------|-----|-------|
| 6,950 | 0       | 263 | 7,213 |

#### ・制度融資（令和6年3月末）

（単位：百万円）

| 資金名             | 制度の概要・主旨                                | 貸出金額 |
|-----------------|---|------|
| 制度融資<br>農業近代化資金 | 農業機械、農業設備を充実させるため融資する資金                 | 295  |
| 日本政策金融公庫資金      | 農林水産業の生産力の維持増進及び食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金 | 4    |
|                 |   |      |
|                 |   |      |

#### ◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。



◇サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

○商品一覧のご案内

【貯金業務】

| 種 類                | お預入期間         | お預入額            | 特 徴  |
|--------------------|---------------|-----------------|--|
| 総 合 口 座            | 出し入れ自由        | 1円以上            | 普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできる便利な口座です。給与年金等の自動受取や公共料金等の自動支払もできます。 |
| 当 座 貯 金            | 出し入れ自由        | 1円以上            | 支払は小切手で行います。   |
| 普 通 貯 金            | 出し入れ自由        | 1円以上            | いつでも預入や払戻のできる貯金です。給与年金等の自動受取や公共料金等の自動支払もできます。                                  |
| 貯 蓄 貯 金            | 出し入れ自由        | 1円以上            | 普通貯金のように自動支払や自動受取はできません。   |
| 定 期 積 金            | 6ヶ月以上<br>5年以内 | 毎月<br>1,000円以上  | 一定期間、一定額の掛金を積み立てます。満期日にまとまった金額をお受取になれます。                                       |
| 期 日 指 定<br>定 期 貯 金 | 1年以上<br>3年以内  | 1円以上<br>300万円以内 | 1年間の据え置き期間後、満期日を指定する時は1ヵ月前のご連絡でいつでもお引き出しになれます。                                 |
| スーパ一定<br>期 貯 金     | 1ヵ月以上<br>5年以内 | 1円以上            | 自由金利で、金額・期間に合わせてお選び頂けます。   |
| 大 口 定 期<br>貯 金     | 1ヵ月以上<br>5年以内 | 1,000万円以上       | 1,000万円以上のまとまった資金をお預け頂くのに有利です。   |
| 変 動 金 利<br>定 期 貯 金 | 1年以上<br>3年以内  | 1円以上            | 6ヶ月ごとに金利を見直します。  |

【貸出業務】

| 区分   | 資金名  | 資金用途  |
|------|--|---|
| 手形貸付 | 貯金担保貸付   | 定期貯金、定期積金等を担保として、貯金残高の範囲内まで借入れができます。                      |
|      | 共済担保貸付   | ご加入の共済を担保として、約款貸付可能額の範囲内まで借入れができます。                       |
| 証書貸付 | 住宅ローン  | 住宅の新築、購入又は増改築や他行からの借換資金としてご利用いただけます。                      |
|      | リフォームローン<br>(無担保住宅ローン)   | 住宅の増改築、改装補修、住宅関連施設や空き家解体の資金としてご利用いただけます。                  |
|      | フリーローン   | 使い道はご自由です。<br>ただし、事業性資金は除きます。                             |
|      | 教育ローン  | 進学されるお子様の入学金・授業料・学費など教育に関する資金としてご利用いただけます。                |
|      | マイカーローン  | 自動車購入(中古も含む)、購入時に必要な資金等にご利用いただけます。                        |
|      | 農機ハウスローン   | 農機具・パイプハウス等の購入資金をご利用いただけます。                               |
|      | 営農資金   | 組合員の皆様が農地・施設・機械等を取得されるときにご利用になれます。                        |
|      | 一般資金   | 組合員の皆様の出費の際にご利用になれます。ただし、負債整理資金は除きます。                     |
|      | 農業外事業資金  | 組合員の皆様が、農業外事業経営に必要な設備資金等にご利用いただけます。ただし、風俗営業等は除きます。        |
| 貸越   | 総合口座貸越   | 総合口座に定期貯金をセットすることで、定期貯金残高の90%以内で最高500万円以内の自動融資がご利用いただけます。 |
|      | カードローン   | 借入れ限度額以内で、必要なときにカード一枚で簡単便利に繰り返し借入れができます。                  |
| 制度資金 | 農林漁業金融公庫資金(スーパーL資金等)、農業近代化資金、農業改良資金、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の取り扱いを行なっています。取り扱いは、各資金の要綱によります。 |   |

内国為替

振込手数料

令和4年12月1日改定

| 区分        |           |       | 同一支所内 | 当JA支所宛 | 系統金融機関宛 | 他金融機関宛 |
|-----------|-----------|-------|-------|--------|---------|--------|
| 送金        | 電信扱       | 1件    | -     | 440    | 440     | 880    |
|           | 普通扱       | 1件    | -     | 440    | 440     | 660    |
| 窓口利用      | 電信扱       | 3万円未満 | 330   |        | 330     | 605    |
|           |           | 3万円以上 | 550   |        | 550     | 770    |
|           | 文書扱       | 3万円未満 | 330   |        | 330     | 605    |
|           |           | 3万円以上 | 550   |        | 550     | 770    |
| 代金取立      | 電子交換取立    |       | 880   |        |         |        |
|           | 個別取立      |       | 1,100 |        |         |        |
| 定時自動送金    | 3万円未満     |       | 無料    | 無料     | 330     | 605    |
|           | 3万円以上     |       | 無料    | 無料     | 550     | 770    |
| 送金・振込の組戻料 |           | 1件    | 1,100 |        |         |        |
| その他       | 不渡手形返却料   |       | 1,100 |        |         |        |
|           | 取立手形組戻料   |       |       |        |         |        |
|           | 取立手形店頭呈示料 |       |       |        |         |        |

自動機(ATM)振込手数料

| 区分       |       | 当JA内 | 県内系統宛 | 県外系統宛 | 他金融機関宛 |
|----------|-------|------|-------|-------|--------|
| JA・JF    | 3万円未満 | 110  | 165   | 275   | 440    |
| キャッシュカード | 3万円以上 | 110  | 275   | 385   | 660    |
| 他行       | 3万円未満 | 110  | 220   | 330   | 550    |
| キャッシュカード | 3万円以上 | 330  | 330   | 550   | 770    |
| 現金※未対応   | 3万円未満 | 110  | 220   | 330   | 550    |
|          | 3万円以上 | 330  | 330   | 550   | 770    |

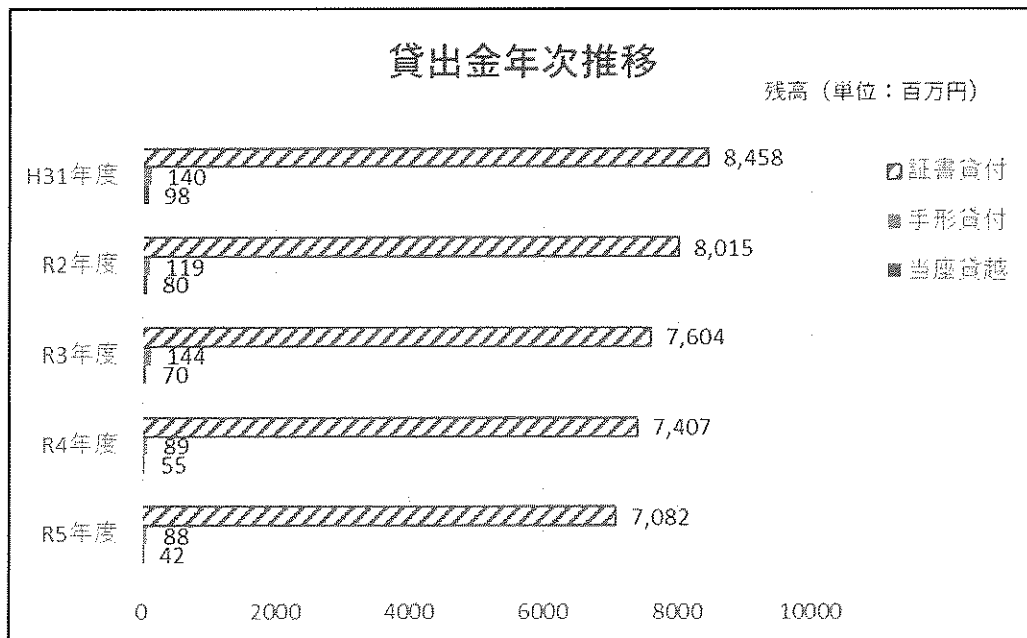
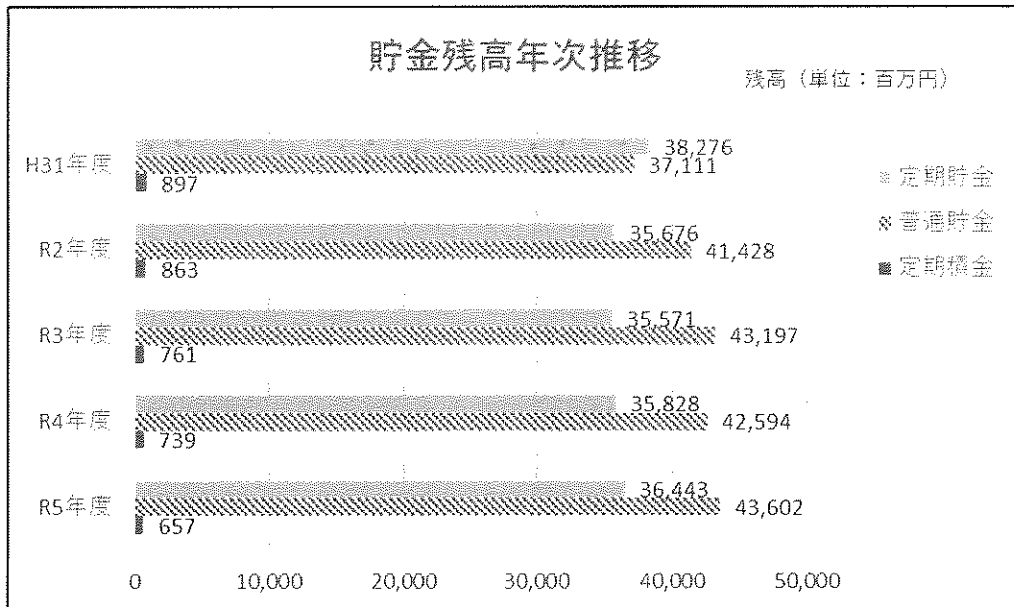
インターネットバンキング振込手数料

| 区分   |       | 当JA内 | 県内系統宛 | 県外系統宛 | 他金融機関宛 |
|------|-------|------|-------|-------|--------|
| 個人IB | 3万円未満 | 無料   | 110   | 220   | 330    |
|      | 3万円以上 | 無料   | 220   | 330   | 440    |
| 法人IB | 3万円未満 | 無料   | 110   | 220   | 330    |
|      | 3万円以上 | 無料   | 220   | 330   | 550    |

※令和4年12月1日現在の振込手数料です。詳しい事は、窓口にお尋ねください。

● 業 績

現在の JA バンクを取り巻く情勢は「政府(規制改革推進会議)」による自己改革への圧力(内政干渉)および「マイナス金利政策」等による超低金利状況の長期化等の金融情勢および改正農協法施行等の環境変化のなか、信用事業は地元密着金融機関として組合員並びに利用者との絆の強化、さらなるお客様満足度の向上と J Aファンの拡大を目指してきました。



◆共済事業

組合員、地域住民一人ひとりの保障を早期に確立するため、生命の保障として生命総合共済の販売、建物、動産の保障として建物更生共済、豊かな老後の為の年金共済、介護共済、交通事故の示談代行の為に車両共済・対人・対物賠償のセット加入、更に自賠責共済を積極的に推進いたしております。

◇長期共済保有高

(単位：件、円)

| 種 類         |                 | 件 数    | 金 額             |
|-------------|-----------------|--------|-----------------|
|             |                 | 14,402 | 59,319,265,000  |
| 生命系         | 終 身 共 済         | 4,952  | 43,379,441,000  |
|             | 定 期 生 命 共 済     | 46     | 560,000,000     |
|             | 養 老 生 命 共 済     | 1,783  | 13,920,408,000  |
|             | こ ども 共 済        | 1,128  | 5,745,300,000   |
|             | 医 療 共 済         | 4,153  | 526,150,000     |
|             | が ん 共 済         | 433    | 151,500,000     |
|             | 定 期 医 療 共 済     | 93     | 167,900,000     |
|             | 介 護 共 済         | 208    | 613,866,000     |
|             | 認 知 症 共 済       | 31     |                 |
|             | 生 活 障 害 共 済     | 50     |                 |
|             | 特 定 重 度 疾 病 共 済 | 170    |                 |
|             | 年 金 共 済         | 2,483  | —               |
| 建 物 系       | 建 物 更 生 共 済     | 8,278  | 105,016,010,000 |
| 合 計         |                 | 22,680 | 164,335,275,000 |
| 共 済 付 加 収 入 |                 |        | 200,493,000     |

◇医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、円)

| 種 類         | 件 数   | 金 額                       |
|-------------|-------|---------------------------|
| 医 療 共 済     | 4,153 | 21,017,000<br>189,760,000 |
| が ん 共 済     | 433   | 3,236,000                 |
| 定 期 医 療 共 済 | 93    | 488,000                   |
| 合 計         | 4,679 | 24,741,000<br>189,760,000 |

◇介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、円)

| 種 類                     | 件 数 | 金 額           |
|-------------------------|-----|---------------|
| 介 護 共 済                 | 208 | 816,970,000   |
| 認 知 症 共 済               | 31  | 181,600,000   |
| 生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)   | 34  | 240,600,000   |
| 生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型) | 16  | 15,560,000    |
| 特 定 重 度 疾 病 共 済         | 170 | 418,700,000   |
| 合 計                     | 459 | 1,673,430,000 |

## ◇年金共済の年金保有高

(単位：件、円)

| 種 類       | 件 数   | 金 額           |
|-----------|-------|---------------|
| 年 金 開 始 前 | 1,830 | 1,402,442,000 |
| 年 金 開 始 後 | 653   | 390,996,000   |
| 合 計       | 2,483 | 1,793,438,000 |

## ◇短期共済新契約高

(単位：件、円)

| 種 類             | 件 数    | 金 額           | 掛 金         |
|-----------------|--------|---------------|-------------|
| 火 災 共 済         | 326    | 3,173,650,000 | 3,025,000   |
| 自 動 車 共 済       | 6,753  |               | 243,887,000 |
| 傷 害 共 済         | 2,416  | 7,981,500,000 | 9,551,000   |
| 団 体 定 期 生 命 共 済 | —      | —             | —           |
| 定 額 定 期 生 命 共 済 | —      | —             | —           |
| 賠 償 責 任 共 済     | 57     |               | 221,000     |
| 自 賠 責 共 済       | 3,512  |               | 58,890,000  |
| 合 計             | 13,064 |               | 315,574,000 |

◆農業・生活関連事業

営農販売体制及び経済事業基盤の充実、強化により「ゆとりある農業と豊かな暮らしの実現」をめざし、地域に根ざした事業活動を展開いたしております。

◇購買事業

<購買品取扱実績>

(単位：円)

| 種 類  |           | 当期取扱高         |            |
|------|-----------|---------------|------------|
| 生産資材 | 肥 料       | 446,993,394   |            |
|      | 農 業       | 317,850,818   |            |
|      | 飼 料       | 11,080,192    |            |
|      | 農 業 機 械   | 138,224,187   |            |
|      | 燃 料       | 478,226,546   |            |
|      | 生 産 そ の 他 | 486,256,573   |            |
|      | 小 計       | 1,878,631,710 |            |
| 生活資材 | 食 品       | 米             | 9,747,061  |
|      |           | 一 般 食 料 品     | 28,887,335 |
|      | 耐 久 資 材   | 65,457,078    |            |
|      | 日 用 品     | 6,428,245     |            |
|      | L P ガ ス   | 102,948,635   |            |
|      | 小 計       | 213,468,354   |            |
| 合 計  |           | 2,092,100,064 |            |

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

◇販売事業

①受託販売品取扱実績

(単位：円)

| 種 類   | 当期取扱高         |
|-------|---------------|
| 米     | 1,061,296,103 |
| 麦     | 941,267,105   |
| 大 豆   | 351,224,433   |
| 野 菜   | 3,168,991,962 |
| 果 樹   | 66,370,967    |
| 畜 産   | 69,914,088    |
| 直 売 所 | 15,889,630    |
| 合 計   | 5,674,954,288 |

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

②買取販売品取扱実績

(単位：円)

| 種 類   | 当期販売高     |
|-------|-----------|
| 直 売 所 | 1,831,510 |
| 計     | 1,831,510 |

## ◇加工事業

(単位：円)

| 項 目    |        | 金 額         |
|--------|--------|-------------|
| 収<br>益 | 加 工    | 63,612,596  |
|        | 計      | 63,612,596  |
| 費<br>用 | 加 工    | 15,046,675  |
|        | 加工原材料費 | 13,354,926  |
|        | 加工労務費  | 2,142,339   |
|        | 加工経費   | 1,706,057   |
|        | 製品販売費  | 1,558,664   |
|        | 繰越製品原価 | △ 2,543,505 |
|        | 外注加工品  | 10,920,303  |
|        | 計      | 42,185,459  |
|        | 差 引    | 21,427,137  |

## ◇利用事業

(単位：円)

| 項 目    |         | 金 額         |
|--------|---------|-------------|
| 収<br>益 | 育 苗     | 58,505,170  |
|        | 農 機     | 46,387,978  |
|        | 大豆選別    | 83,839,314  |
|        | 堆肥センター  | 589,091     |
|        | カントリー   | 522,353,919 |
|        | 農地円滑化事業 | 1,911,260   |
|        | 園芸リース   | 82,935,373  |
|        | その他     | 3,624,010   |
|        | 計       | 800,146,115 |
| 費<br>用 | 育 苗     | 42,905,059  |
|        | 農 機     | 36,485,117  |
|        | 大豆選別    | 4,077,100   |
|        | 堆肥センター  | 279,809     |
|        | カントリー   | 111,313,632 |
|        | 農地円滑化事業 | 1,911,260   |
|        | 園芸リース   | 66,236,730  |
|        | その他     | 2,397,733   |
|        | 計       | 265,606,440 |
|        | 差 引     | 534,539,675 |

## ◇葬祭事業

(単位：円)

| 項 目    |           | 金 額         |
|--------|-----------|-------------|
| 収<br>益 | 葬 祭 収 益   | 228,702,265 |
|        | 葬 祭 雑 収 入 | 23,750      |
|        | 計         | 228,726,015 |
| 費<br>用 | 葬 祭 費 用   | 107,242,229 |
|        | 葬 祭 雑 費 用 | 16,142,732  |
|        | 計         | 123,384,961 |
|        | 差 引       | 105,341,054 |



## ◇福祉・介護事業

(単位：円)

| 項 目    |             | 金 額        |
|--------|-------------|------------|
| 収<br>益 | 介 護 予 防 保 険 | 6,644,530  |
|        | 福 祉 事 業     | 680,380    |
|        | 介 護 保 険     | 42,265,300 |
|        | 計           | 49,590,210 |
| 費<br>用 | 介 護 予 防 保 険 | 1,773,545  |
|        | 福 祉 事 業     | 723,835    |
|        | 介 護 保 険     | 15,109,828 |
|        | 計           | 17,607,208 |
| 差 引    |             | 31,983,002 |

## ◇資産相談事業

(単位：円)

| 項 目    |         | 金 額      |
|--------|---------|----------|
| 収<br>益 | 資 産 相 談 | 39,182   |
|        | 計       | 39,182   |
| 費<br>用 | 資 産 相 談 | 116,114  |
|        | 計       | 116,114  |
| 差 引    |         | △ 76,932 |

## ◇指導事業

(単位：円)

| 項 目    |                     | 金 額          |
|--------|---------------------|--------------|
| 収<br>入 | 賦 課 金               | 14,452,185   |
|        | 指 導 事 業 補 助 金       | 6,456,000    |
|        | 実 費 収 入             | 1,319,547    |
|        | 日 本 農 業 新 聞 購 読 料   | 5,089,872    |
|        | 計                   | 27,317,604   |
| 支<br>出 | 営 農 改 善 費           | 33,383,834   |
|        | 生 活 文 化 改 善 費       | 2,501,011    |
|        | 教 育 情 報 費           | 2,990,271    |
|        | 日 本 農 業 新 聞 仕 入 原 価 | 5,367,965    |
|        | 指 導 雑 費             | 2,344,820    |
|        | 計                   | 46,587,901   |
| 差 引    |                     | △ 19,270,297 |

## VI. 事業活動に関する事項

### 1. 農業振興活動

- ◆ 図画コンクールの開催
- ◆ 高校生レシピコンテストの開催
- ◆ 地域密着型金融への取り組み
  - ・ 担い手育成支援資金による資金供給

### 2. 地域貢献情報

- ◆ 社会貢献活動（社会的責任）
  - ・ 各種募金活動・公益団体等への寄附
  - ・ 献血運動
- ◆ 地域貢献情報
  - ・ ミニデイサービスの開催
  - ・ 年金相談会の開催
  - ・ 税理士等による相談会の開催

### 3. 情報提供活動

- ◆ J A 広報誌「J A club」を毎月発行し金融、営農・生活などの情報を組合員へ提供しています。
- ◆ 平成17年7月よりホームページを立ち上げ、J A の組織や事業のご案内、また生活及び営農情報等を提供しています。
- ◆ 令和元年9月よりメッセージ配信システムを導入し、組合員のスマートフォン等携帯端末へ営農情報を発信しています。
- ◆ 令和2年3月には、准組合員向け広報誌「J A club α」を発行しました。
- ◆ 令和2年6月にインスタグラム（SNS）を開設し、J A 柳川の農業・農産物の情報を発信しています。
- ◆ 令和2年10月ホームページをリニューアルしました。
- ◆ 令和4年1月に地域住民向けコミュニティ誌「dig up YANAGAWA」を発行しました。

### 4. リスク管理の状況

#### ◆ リスク管理の体制

##### ◇ リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆様に安心してJ A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ① 事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ② 経営諸リスクの整理対策計画に関する事項

- ③ 経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④ コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤ コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥ その他目的達成に必要な事項

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

#### (1) 信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部署を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### (2) 市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買等を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (3) 流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### (5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、事務リスク管理規程に基づき発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### (6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

### ◆法令等遵守体制

#### ◇コンプライアンス基本方針

当組合では、以下のようなコンプライアンスの基本方針を制定し、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

##### (1) 社会的責任と公共的使命の認識

当JAのもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な事業運営の徹底を図ります。

##### (2) 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かしたニーズに適した質の高いサービスの提供を通じて、組合員・利用者及び地域社会の発展に寄与します。

##### (3) 法令やルール of 厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、公正な事業運営を行います。

##### (4) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、こ

れを断固として排除します。

(5) 透明性の高い組織風土の構築と社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

◇令和5年度の取り組み事項

- (1) 役職員に対するコンプライアンス研修会の実施
- (2) コンプライアンス等体制の整備及び周知
- (3) 個人情報の保護に関する体制整備
- (4) 苦情処理対応要領に基づく苦情等報告の徹底
- (5) 連続職場離脱実施要領に基づく適正な職場離脱の実施
- (6) コンプライアンス・プログラム実施状況の検証と見直し

◇令和6年度の取り組み事項

(令和6年度のコンプライアンス・プログラム)

- (1) 役職員に対するコンプライアンス研修会の実施
  - (1) 役職員教育の実施
    - ① 役員研修
    - ② コンプライアンス責任者研修
    - ③ コンプライアンス担当者研修
    - ④ 一般職員研修
    - ⑤ 全体職員研修
    - ⑥ 新入職員研修
- (2) 組合員組織会計に関する点検の実施
- (3) 連続職場離脱実施要領に基づく信用・共済部門に対する職場離脱の実施
- (4) 苦情処理対応要領に基づく苦情等報告の徹底
- (5) 個人データ取扱台帳の整備と定期的な見直し

(6) コンプライアンス・プログラム実施状況の検証と見直し

◆金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）やJA共済相談受付センター（電話：0120-536-093）とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：0944-73-6312（月～金 9時～5時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：092-791-1804）

福岡県弁護士会紛争解決センター 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会紛争解決センター 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03 - 5368 - 5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◆金融商品の勧誘方針

《 金融商品の勧誘方針 》

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## 《 個人情報保護方針 》

柳川農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

### 5. 匿名加工情報の取扱

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進致します。



6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保険医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 《 情報セキュリティ基本方針 》

柳川農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

#### ◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 5. 自己資本の状況

#### ◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、16.22%となりました。

#### ◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は組合員の普通出資によっています。

##### ○普通出資による資本調達額

| 項目                | 内容                      |
|-------------------|-------------------------|
| 発行主体              | 柳川農業協同組合                |
| 資本調達手段の種類         | 普通出資                    |
| コア資本に係る基礎項目に参入した額 | 1, 154百万円（前年度1, 165百万円） |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

## VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 決算の状況

#### ◆貸借対照表

(単位：千円)

| 資産の部           | 令和4年度       | 令和5年度       |
|----------------|-------------|-------------|
| 1 信用事業資産       | 79,157,918  | 79,781,819  |
| (1) 現金         | 262,898     | 274,920     |
| (2) 預金         | 64,534,935  | 66,784,533  |
| (3) 有価証券       | 5,730,300   | 5,444,820   |
| (4) 貸出金        | 8,584,003   | 7,213,358   |
| (5) その他の信用事業資産 | 50,445      | 66,509      |
| (6) 貸倒引当金      | △ 4,663     | △ 2,321     |
| 2 共済事業資産       | 66          | 33          |
| (1) その他の共済事業資産 | 66          | 33          |
| 3 経済事業資産       | 2,809,663   | 2,857,656   |
| (1) 経済事業未収金    | 852,557     | 769,049     |
| (2) 経済受託債権     | 960,125     | 1,030,505   |
| (3) 棚卸資産       | 138,202     | 211,579     |
| (4) リース債権      | 775,972     | 777,099     |
| (5) その他の経済事業資産 | 91,684      | 76,333      |
| (6) 貸倒引当金      | △ 8,877     | △ 6,909     |
| 4 雑資産          | 438,783     | 368,622     |
| 5 固定資産         | 3,473,780   | 3,314,994   |
| (1) 有形固定資産     | 3,473,758   | 3,314,994   |
| 建物             | 4,022,028   | 4,008,789   |
| 機械装置           | 3,121,212   | 3,078,666   |
| 土地             | 1,997,590   | 1,973,411   |
| 建設仮勘定          |             | 2,245       |
| その他の有形固定資産     | 994,434     | 971,787     |
| 減価償却累計額        | △ 6,661,506 | △ 6,719,904 |
| (2) 無形固定資産     | 22          | —           |
| 6 外部出資         | 2,629,852   | 3,660,852   |
| 7 繰延税金資産       | 23,455      | 77,427      |
| 資産の部合計         | 88,533,517  | 90,061,403  |

(単位：千円)

| 負債及び純資産の部             | 令和4年度             | 令和5年度             |
|-----------------------|-------------------|-------------------|
| <b>1 信用事業負債</b>       | <b>79,414,360</b> | <b>80,937,400</b> |
| (1) 貯金                | 79,293,245        | 80,824,995        |
| (2) 借入金               | 4,240             | 3,710             |
| (3) その他の信用事業負債        | 116,875           | 108,695           |
| <b>2 共済事業負債</b>       | <b>213,762</b>    | <b>184,822</b>    |
| (1) 共済資金              | 96,933            | 75,920            |
| (2) 未経過共済付加収入         | 116,829           | 108,902           |
| <b>3 経済事業負債</b>       | <b>1,602,848</b>  | <b>1,645,038</b>  |
| (1) 経済事業未払金           | 293,105           | 297,345           |
| (2) 経済受託債務            | 1,273,223         | 1,341,119         |
| (3) その他の経済事業負債        | 36,520            | 6,574             |
| <b>4 雑負債</b>          | <b>307,901</b>    | <b>295,467</b>    |
| <b>5 諸引当金</b>         | <b>393,677</b>    | <b>371,888</b>    |
| (1) 賞与引当金             | 100,875           | 94,559            |
| (2) 退職給付引当金           | 123,801           | 125,175           |
| (3) 役員退職慰労引当金         | 43,244            | 40,221            |
| (4) 特例業務負担金引当金        | 125,757           | 111,933           |
| <b>6 再評価に係る繰延税金負債</b> | <b>292,419</b>    | <b>286,440</b>    |
| <b>負債の部合計</b>         | <b>82,224,967</b> | <b>83,721,055</b> |
| <b>1 組合員資本</b>        | <b>5,506,059</b>  | <b>5,684,799</b>  |
| (1) 出資金               | 1,165,601         | 1,154,861         |
| (2) 利益剰余金             | 4,343,782         | 4,534,649         |
| 利益準備金                 | 1,548,777         | 1,598,777         |
| その他利益剰余金              | 2,795,005         | 2,935,872         |
| 信用事業基盤強化積立金           | 430,000           | 430,000           |
| 教育積立金                 | 100,000           | 100,000           |
| 宅地等供給事業強化積立金          | 48,000            | —                 |
| 固定資産減損積立金             | 285,360           | 300,000           |
| 新会計等法制度改正対策積立金        | 100,000           | 100,000           |
| C E施設整備積立金            | 1,100,000         | 1,200,000         |
| 施設整備積立金               | —                 | 120,000           |
| 特別積立金                 | 403,166           | 403,166           |
| 当期未処分剰余金              | 328,479           | 282,706           |
| (うち当期剰余金)             | (244,348)         | (186,882)         |
| (3) 処分未済持分            | △ 3,324           | △ 4,711           |
| <b>2 評価・換算差額等</b>     | <b>802,491</b>    | <b>655,549</b>    |
| (1) その他有価証券評価差額金      | 171,851           | 40,517            |
| (2) 土地再評価差額金          | 630,640           | 615,032           |
| <b>純資産の部合計</b>        | <b>6,308,550</b>  | <b>6,340,348</b>  |
| <b>負債及び純資産の部合計</b>    | <b>88,533,517</b> | <b>90,061,403</b> |

## ◆損益計算書

(単位：千円)

| 科 目          | 令和4年度     | 令和5年度     |
|--------------|-----------|-----------|
| 1 事業総利益      | 1,988,077 | 1,948,679 |
| 事業収益         | 4,461,909 | 4,113,089 |
| 事業費用         | 2,473,832 | 2,164,411 |
| (1) 信用事業収益   | 546,554   | 545,632   |
| 資金運用収益       | 526,145   | 526,752   |
| (うち預金利息)     | 290,873   | 290,374   |
| (うち有価証券利息)   | 72,702    | 75,308    |
| (うち貸出金利息)    | 118,773   | 115,614   |
| (うちその他受入利息)  | 43,797    | 45,456    |
| 役務取引等収益      | 15,384    | 15,042    |
| その他経常収益      | 5,025     | 3,838     |
| (2) 信用事業費用   | 47,533    | 46,731    |
| 資金調達費用       | 13,708    | 13,223    |
| (うち貯金利息)     | 13,575    | 13,112    |
| (うち給付補填備金繰入) | 37        | 26        |
| (うち借入金利息)    | 96        | 85        |
| 役務取引等費用      | 5,093     | 4,978     |
| その他経常費用      | 28,732    | 28,530    |
| (うち貸倒引当金戻入益) | △ 2,852   | △ 2,341   |
| (うち貸倒引当金繰入額) | —         | —         |
| 信用事業総利益      | 499,021   | 498,901   |
| (3) 共済事業収益   | 330,520   | 286,258   |
| 共済付加収入       | 302,805   | 273,643   |
| その他の収益       | 27,715    | 12,615    |
| (4) 共済事業費用   | 17,060    | 18,453    |
| 共済推進費        | 12,832    | 14,410    |
| その他の費用       | 4,228     | 4,043     |
| 共済事業総利益      | 313,460   | 267,805   |
| (5) 購買事業収益   | 2,193,677 | 2,004,175 |
| 購買品供給高       | 2,140,514 | 1,949,907 |
| 購買手数料        | 13,483    | 11,757    |
| 修理サービス料      | 33,386    | 26,195    |
| その他の収益       | 6,294     | 16,316    |
| (6) 購買事業費用   | 1,804,836 | 1,639,436 |
| 購買品供給原価      | 1,766,907 | 1,602,119 |
| 購買品供給費       | 2,556     | 2,354     |
| 修理サービス費      | 21,539    | 11,172    |
| その他の費用       | 13,834    | 23,791    |
| (うち貸倒引当金戻入益) | (△5,815)  | (1,465)   |
| 購買事業総利益      | 388,841   | 364,739   |
| (7) 販売事業収益   | 152,965   | 163,309   |
| 販売品販売高       | 2,119     | 1,831     |
| 販売手数料        | 71,060    | 74,901    |
| その他の収益       | 79,786    | 86,577    |
| (8) 販売事業費用   | 23,635    | 20,019    |
| 販売品販売原価      | 1,764     | 1,327     |
| 販売費          | 6,414     | 5,262     |
| 販売労務費        | 5,164     | 3,599     |
| その他の費用       | 10,293    | 9,831     |
| 販売事業総利益      | 129,330   | 143,290   |
| (9) 加工事業収益   | 70,222    | 63,612    |
| (10) 加工事業費用  | 44,853    | 42,185    |
| 加工事業総利益      | 25,369    | 21,427    |

(単位：千円)

|                |           |           |
|----------------|-----------|-----------|
| (11) 利用事業収益    | 923,548   | 800,146   |
| (12) 利用事業費用    | 415,843   | 265,606   |
| 利用事業総利益        | 507,705   | 534,540   |
| (13) 葬祭事業収益    | 231,079   | 228,726   |
| (14) 葬祭事業費用    | 128,849   | 123,384   |
| 葬祭事業総利益        | 102,230   | 105,342   |
| (15) 福祉・介護事業収益 | 61,035    | 49,590    |
| (16) 福祉・介護事業費用 | 17,809    | 17,607    |
| 福祉・介護事業総利益     | 43,226    | 31,983    |
| (17) 資産相談事業収益  | 44        | 39        |
| (18) 資産相談事業費用  | 118       | 116       |
| 資産相談事業総利益      | —         | —         |
| 資産相談事業総損失      | 74        | 77        |
| (19) 指導事業収入    | 17,910    | 27,317    |
| (20) 指導事業支出    | 38,941    | 46,588    |
| 指導事業収支差額       | △ 21,031  | △ 19,271  |
| 2 事業管理費        | 1,748,553 | 1,739,267 |
| (1) 人件費        | 1,221,890 | 1,219,991 |
| (2) 業務費        | 171,195   | 174,764   |
| (3) 諸税負担金      | 42,768    | 37,791    |
| (4) 施設費        | 309,305   | 302,860   |
| (5) その他事業管理費   | 3,395     | 3,861     |
| 事業利益           | 239,524   | 209,412   |
| 3 事業外収益        | 78,302    | 77,160    |
| (1) 受取雑利息      | 1,804     | 2,166     |
| (2) 受取出資配当金    | 45,674    | 45,594    |
| (3) 賃貸料        | 15,155    | 14,912    |
| (4) 償却債権取立益    | 380       | 466       |
| (5) 雑収入        | 15,289    | 14,022    |
| 4 事業外費用        | 22,193    | 9,883     |
| (1) 支払雑利息      | 1,133     | 1,193     |
| (2) 寄付金        | 576       | 709       |
| (3) 賃貸等費用      | 6,947     | 7,040     |
| (4) 雑損失        | 13,537    | 941       |
| 経常利益           | 295,633   | 276,689   |
| 5 特別利益         | 233,160   | 140,746   |
| (1) 固定資産処分益    | —         | —         |
| (2) 一般補助金      | 233,160   | 140,746   |
| 6 特別損失         | 240,806   | 182,921   |
| (1) 固定資産処分損    | 2,464     | 197       |
| (2) 固定資産圧縮損    | 1,221     | 48,397    |
| (3) リース資産圧縮損   | 231,939   | 92,349    |
| (4) 減損損失       | 5,182     | 41,978    |
| 税引前当期利益        | 287,987   | 234,514   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 68,435    | 57,264    |
| 法人税等調整額        | △ 24,797  | △ 9,633   |
| 法人税等合計         | 43,638    | 47,631    |
| 当期剰余金          | 244,349   | 186,883   |
| 当期首繰越剰余金       | 83,587    | 80,215    |
| 土地再評価差額金取崩額    | 542       | 15,607    |
| 当期末処分剰余金       | 328,478   | 282,705   |

(注) 農業協同組合施行細則の改正に伴い、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

## ◆注記表等

## ○令和4年度 注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

| 種類                      | 評価基準及び評価方法                               |
|-------------------------|--|
| その他有価証券<br>(時価のあるもの)    | 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| その他有価証券<br>(市場価格のない株式等) | 移動平均法による原価法                              |

## (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

| 種類          | 評価基準及び評価方法                          |
|-------------|-------------------------------------|
| 購買品(数量管理品)  |                                     |
| 肥料・農薬等の生産資材 | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)   |
| 葬祭品         | 最終仕入原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)      |
| 加工品         | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)   |
| その他の棚卸資産    | 主として、最終仕入原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法) |

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

## (2) 無形固定資産

定額法

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。



## (2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

## (3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しています。

## 4. 収益及び費用の計上基準

### 収益認識に関する事項

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ③加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ④利用事業

育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑤葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑥福祉・介護事業、資産相談事業

福祉・介護事業、資産相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

#### ⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部取引を控除した金額を記載しています。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 101,490,515 円（繰延税金負債との相殺前）

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 5,182,434 円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### Ⅲ 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、4,410,857,228円であり、その内訳は次のとおりです。

|             |           |                |
|-------------|-----------|----------------|
| (種類) 建物     | (圧縮記帳累計額) | 1,729,882,413円 |
| (種類) 建物附属設備 | (圧縮記帳累計額) | 100,105,604円   |
| (種類) 構築物    | (圧縮記帳累計額) | 200,877,003円   |
| (種類) 機械装置   | (圧縮記帳累計額) | 2,351,455,695円 |
| (種類) 車両運搬具  | (圧縮記帳累計額) | 7,647,500円     |
| (種類) 器具備品   | (圧縮記帳累計額) | 17,544,929円    |
| (種類) 土地     | (圧縮記帳累計額) | 3,344,084円     |

#### 2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

|         |      |              |
|---------|------|--------------|
| (種類) 預金 | (金額) | 580,000,000円 |
|---------|------|--------------|

#### 3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

|                   |      |             |
|-------------------|------|-------------|
| 理事及び監事に対する金銭債権の総額 | (金額) | 53,909,377円 |
| 理事及び監事に対する金銭債務の総額 | (金額) | 0円          |

#### 4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの）に該当する金額は24,847,132円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

| 種類                | 残高         |
|-------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 15,396,989 |
| 危険債権              | 9,450,143  |
| 三月以上延滞債権          | 0          |
| 貸出条件緩和債権          | 0          |
| 合計                | 24,847,132 |

#### 注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

#### 注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

#### 注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

#### 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債

の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

|  |                 |
|--|-----------------|
| ・再評価の方法  | 固定資産税評価額に基づく再評価 |
| ・再評価の年月日   | 平成11年3月31日      |
| ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 | 265,305,639円    |

#### IV 損益計算書に関する注記

##### 1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、場所別の管理会計上の区分を基本に、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である支所・事業所ごとに「一般資産」としてグルーピングしています。本所（営農センターを含む。）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、当組合全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としています。集出荷場の農業関連施設については、農業者の農業経営を継続するため、廃止することのできない施設です。これらは、当組合の事業基盤として組合員の事業利用を促進しており、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としています。業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場所         | 用途     | 種類      | その他     |
|------------|--------|---------|---------|
| センドくんストア   | 園芸購入店舗 | 土地      |         |
| 旧昭代い製品集荷場  | 賃貸     | 土地      | 業務外固定資産 |
| 旧昭代農機センター  | 賃貸     | 土地及び建物等 | 業務外固定資産 |
| 旧吉富農業倉庫跡敷地 | 賃貸     | 土地及び建物等 | 業務外固定資産 |
| 旧大豆センター    | 遊休     | 土地      | 業務外固定資産 |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

センドくんストアについては、事業環境の変化に伴い事業損益の悪化が見られ、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、土地の時価が著しく下落しており減損の兆候に該当しています。

このうち、旧昭代い製品集荷場、旧昭代農機センター及び旧吉富農業倉庫跡敷地の資産は賃貸資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額を下回ったため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧大豆センターの資産は遊休資産として早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

|            |  |
|------------|--|
| センドくんストア   | 222,611円（土地222,611円）                   |
| 旧昭代い製品集荷場  | 563,997円（土地563,997円）                   |
| 旧昭代農機センター  | 2,472,181円（建物等2,214,484円、土地257,697円）   |
| 旧吉富農業倉庫跡敷地 | 195,947円（建物等8,995円、土地186,952円）         |
| 旧大豆センター    | 1,727,698円（土地1,727,698円）               |
| 合計         | 5,182,434円（建物等2,223,479円、土地2,958,955円） |

(4) 回収可能価額の算定方法

センドくんストア、旧昭代い製品集荷場、旧昭代農機センター、旧吉富農業倉庫跡敷地、旧大豆センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定

資産税評価額に基づき算定しています。

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が25,283,810円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じ

る可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

|           | 貸借対照表計上額       | 時価             | 差額          |
|-----------|----------------|----------------|-------------|
| 預金        | 64,534,934,905 | 64,530,794,701 | △4,140,204  |
| 有価証券      |                |                |             |
| 其他有価証券    | 5,730,300,000  | 5,730,300,000  | —           |
| 貸出金       | 8,584,003,171  |                |             |
| 貸倒引当金（*1） | △4,663,938     |                |             |
| 貸倒引当金控除後  | 8,579,339,233  | 8,809,503,647  | 230,164,414 |
| 経済事業未収金   | 852,557,290    |                |             |
| 貸倒引当金（*2） | △8,877,821     |                |             |
| 貸倒引当金控除後  | 843,679,469    | 843,679,469    | —           |
| 経済受託債権    | 960,125,625    | 960,125,625    | —           |
| 資産計       | 80,648,379,232 | 80,874,403,442 | 226,024,210 |
| 貯金        | 79,293,245,081 | 79,278,373,072 | △14,872,009 |
| 経済事業未払金   | 293,104,537    | 293,104,537    | —           |
| 経済受託債務    | 1,273,223,466  | 1,273,223,466  | —           |
| 負債計       | 80,859,573,084 | 80,844,701,075 | △14,872,009 |

\*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

\*2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社公団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

#### ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が

実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によつています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### ④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によつています。また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によつています。

#### ⑤経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によつています。

### 【負債】

#### ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

#### ③経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつています。

### (3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

#### 貸借対照表計上額

外部出資 2,629,852,201

### (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

|            | 1年以内           | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超           |
|------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 預金         | 64,534,934,905 | —           | —           | —           | —           | —             |
| 有価証券       |                |             |             |             |             |               |
| その他有価証券のうち |                |             |             |             |             |               |
| 満期があるもの    | 400,000,000    | 100,000,000 | —           | 100,000,000 | —           | 4,900,000,000 |
| 貸出金        | 1,941,544,957  | 702,629,892 | 632,623,503 | 561,235,607 | 440,004,269 | 4,302,153,322 |
| 経済事業未収金    | 809,512,232    | —           | —           | —           | —           | —             |
| 経済受託債権     | 960,125,625    | —           | —           | —           | —           | —             |
| 合計         | 68,646,117,719 | 802,629,892 | 632,623,503 | 661,235,607 | 440,004,269 | 9,202,153,322 |

注1：貸出金のうち、当座貸越 55,661,495 円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 3,811,621 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 43,045,058 円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

## (5) 経済事業未払金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

|         | 1年以内           | 1年超<br>2年以内   | 2年超<br>3年以内   | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---------|----------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金      | 72,922,224,360 | 3,383,299,489 | 2,664,994,276 | 131,574,707 | 191,152,249 | —   |
| 経済事業未払金 | 293,104,537    | —             | —             | —           | —           | —   |
| 経済受託債務  | 1,273,223,466  | —             | —             | —           | —           | —   |
| 合計      | 74,488,552,363 | 3,383,299,489 | 2,664,994,276 | 131,574,707 | 191,152,249 | —   |

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## VI 有価証券に関する注記

## 1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は、次のとおりです。

## (1) その他有価証券

(単位：円)

|  |   | 取得価額<br>(償却原価) | 貸借対照表計上<br>額<br>(時価) | 差額            |             |
|--|---|----------------|----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得価額又は償<br>却原価を超えるも<br>の  | 債 | 国債             | 2,694,559,874        | 2,958,400,000 | 263,840,126 |
|  | 券 | 地方債            | 699,827,500          | 741,930,000   | 42,102,500  |
|  |   | 公社公団債          | 302,733,147          | 327,240,000   | 24,506,853  |
|  |   | 小計             | 3,697,120,521        | 4,027,570,000 | 330,449,479 |
| 貸借対照表計上額<br>が取得価額又は償<br>却原価を超えない<br>もの | 債 | 国債             | 595,172,443          | 574,820,000   | △20,352,443 |
|  | 券 | 地方債            | 800,000,000          | 746,090,000   | △53,910,000 |
|  |   | 公社公団債          | 400,315,043          | 381,820,000   | △18,495,043 |
|  |   | 小計             | 1,795,487,486        | 1,702,730,000 | △92,757,486 |
| 合計                                     |   | 5,492,608,007  | 5,730,300,000        | 237,691,993   |             |

なお、上記差額から繰延税金負債 65,840,682 円を差し引いた額 171,851,311 円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## VII 退職給付に関する注記

## 1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## 2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|                |               |
|----------------|---------------|
| 期首における退職給付引当金  | 126,317,065 円 |
| 退職給付費用         | 56,012,803 円  |
| 退職給付の支払額       | △21,184,431 円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △37,344,000 円 |
| 期末における退職給付引当金  | 123,801,437 円 |

## 3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|           |                |
|-----------|----------------|
| 退職給付債務    | 825,516,300 円  |
| 特定退職金共済制度 | △701,714,863 円 |
| 未積立退職給付債務 | 123,801,437 円  |
| 退職給付引当金   | 123,801,437 円  |



#### 4. 退職給付に関連する損益

|        |              |
|--------|--------------|
| 勤務費用   | 56,012,803 円 |
| 退職給付費用 | 56,012,803 円 |

#### 5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 14,143,196 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、125,757,000 円となっています。

### Ⅷ 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

##### ○繰延税金資産

|             |                |
|-------------|----------------|
| 退職給付引当金     | 34,292,998 円   |
| 賞与引当金       | 27,942,375 円   |
| 役員退職慰労引当金   | 11,978,671 円   |
| 固定資産減損損失    | 117,363,404 円  |
| 特例業務負担金引当金  | 34,834,689 円   |
| その他         | 11,448,111 円   |
| 繰延税金資産小計    | 237,860,248 円  |
| 評価性引当額      | △136,369,733 円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 101,490,515 円  |

##### ○繰延税金負債

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 全農とふくれんの合併に係るみなし配当 | △12,195,202 円 |
| その他有価証券評価差額金       | △65,840,682 円 |
| 繰延税金負債合計（B）        | △78,035,884 円 |

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 23,454,631 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

#### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 法定実効税率               | 27.70%        |
| （調整）                 |               |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.32%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.19%        |
| 住民税均等割等              | 0.81%         |
| 評価性引当額の増減額           | △11.17%       |
| その他                  | △0.32%        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>15.15%</u> |

### Ⅸ 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## ○令和5年度 注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

| 種類                      | 評価基準及び評価方法                               |
|-------------------------|--|
| その他有価証券<br>(時価のあるもの)    | 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| その他有価証券<br>(市場価格のない株式等) | 移動平均法による原価法                              |

##### (2) 棚卸資産

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

| 種類          | 評価基準及び評価方法                          |
|-------------|-------------------------------------|
| 購買品(数量管理品)  |                                     |
| 肥料・農薬等の生産資材 | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)   |
| 葬祭品         | 最終仕入原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)      |
| 加工品         | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法)   |
| その他の棚卸資産    | 主として、最終仕入原価法<br>(収益性の低下による簿価切下げの方法) |

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び資産の償却・引当基準、経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額の見積りにあたっては、貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を算出し、必要により、将来の損失発生見込に係る修正を行い算出した金額を計上しています。

なお、すべての債権は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しています。

##### (2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当事業年度に発生していると認められる額を支給見込

額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合等を廃止する等の法律」附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に備えるため、抛出する特例業務負担金の当事業年度末における令和14年3月までの実質負担見込額について計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### 収益認識に関する事項

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

④利用事業

育苗所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

また、カントリーエレベーターを設置して、共同で利用する事業でもあり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に糶摺りや乾燥等の作業が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤葬祭事業

葬祭場を設置して葬儀の執行等を請け負う事業であり、利用者等との契約に基づいて役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀の執行等が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥福祉・介護事業、資産相談事業

福祉・介護事業、資産相談事業については、利用者との契約等に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用や商品の引き渡し、サービスの提供等を行った時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## 5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## 6. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用は、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益・事業費用は、農業協同組合法施行規則に従い、事業間の内部損益を控除した金額を記載しています。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

### (3) 農機協同事業に係る取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、農機協同事業に係る購買品供給高等については、協同事業者である全国農業協同組合連合会と当組合との労務出資割合で配分した金額を表示しております。

## II 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 105,144,591円（繰延税金負債との相殺前）

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 41,977,915円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、事業計画等の根拠資料を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### Ⅲ 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、4,414,341,228円であり、その内訳は次のとおりです。

|             |           |                |
|-------------|-----------|----------------|
| (種類) 建物     | (圧縮記帳累計額) | 1,729,882,413円 |
| (種類) 建物附属設備 | (圧縮記帳累計額) | 100,105,604円   |
| (種類) 構築物    | (圧縮記帳累計額) | 200,877,003円   |
| (種類) 機械装置   | (圧縮記帳累計額) | 2,354,939,695円 |
| (種類) 車両運搬具  | (圧縮記帳累計額) | 7,647,500円     |
| (種類) 器具備品   | (圧縮記帳累計額) | 17,544,929円    |
| (種類) 土地     | (圧縮記帳累計額) | 3,344,084円     |

#### 2. 担保に供している資産

以下の資産は、為替決済等の取引の担保として信連に差し入れています。

|         |      |              |
|---------|------|--------------|
| (種類) 預金 | (金額) | 580,000,000円 |
|---------|------|--------------|

#### 3. 役員に対する金銭債権及び金銭債務

|                   |      |             |
|-------------------|------|-------------|
| 理事及び監事に対する金銭債権の総額 | (金額) | 58,114,052円 |
| 理事及び監事に対する金銭債務の総額 | (金額) | 0円          |

#### 4. 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

債権のうち、リスク管理債権（農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるもの）に該当する金額は20,636,450円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：円)

| 種類                | 残高         |
|-------------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 12,403,915 |
| 危険債権              | 8,232,535  |
| 三月以上延滞債権          | 0          |
| 貸出条件緩和債権          | 0          |
| 合計                | 20,636,450 |

##### 注1：破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

##### 注2：危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(注1に掲げるものを除く。)をいう。

##### 注3：三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

##### 注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3までに掲げるものを除く。)をいう。

#### 5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差

額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法 固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額 261,702,299 円

#### IV 損益計算書に関する注記

##### 1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、場所別の管理会計上の区分を基本に、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である支所・事業所ごとに「一般資産」としてグルーピングしています。本所（営農センターを含む。）については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、当組合全資産の将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としています。集出荷場の農業関連施設については、農業者の農業経営を継続するため、廃止することのできない施設です。これらは、当組合の事業基盤として組合員の事業利用を促進しており、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与しているため、「共用資産」としています。業務外固定資産（賃貸資産と遊休資産）については、物件ごとに独立した資産としてグルーピングしています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

| 場 所             | 用 途   | 種 類    | その他     |
|-----------------|-------|--------|---------|
| センドくんストア        | 営業用店舗 | 土地     |         |
| むつごろうSS（燃料配送事業） | 営業用店舗 | 土地・建物等 |         |
| 昭代交番敷地          | 賃貸    | 土地     | 業務外固定資産 |
| 旧雲龍の里SS         | 遊休    | 土地     | 業務外固定資産 |
| 旧大豆センター         | 遊休    | 土地     | 業務外固定資産 |

(2) 減損損失の認識に至った経緯

センドくんストア、燃料配送事業（当事業年度、組織再編によりむつごろうSSへ統合したが、過去連続赤字に準じた取扱とする。）については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については、土地の時価が著しく下落しており減損の兆候に該当しています。

このうち、昭代交番敷地の資産は賃貸資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額を下回ったため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧雲龍の里SS及び旧大豆センターの資産は遊休資産として早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳

| 場 所             | 減損損失額  |
|-----------------|--|
| センドくんストア        | 116,086 円（土地 116,086 円）                        |
| むつごろうSS（燃料配送事業） | 31,621,058 円（建物等 17,799,621 円、土地 13,821,437 円） |
| 昭代交番敷地          | 119,399 円（土地 119,399 円）                        |
| 旧雲龍の里SS         | 8,521,130 円（土地 8,521,130 円）                    |
| 旧大豆センター         | 1,600,242 円（土地 1,600,242 円）                    |
| 合 計             | 41,977,915 円（建物等 17,799,621 円、土地 24,178,294 円） |

#### (4) 回収可能価額の算定方法

センドくんストア、むつごろうSS（燃料配送事業）、昭代交番敷地、旧雲龍の里SS、旧大豆センターの固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

## V 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画課を設置し、各支所との連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産の償却・引当基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

##### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券及び「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.39%上昇したものと想定した場合には、経済価値が97,253,369円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：円)

|            | 貸借対照表計上額              | 時価                    | 差額                 |
|------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|
| 預金         | 66,784,533,588        | 66,756,713,614        | △27,819,974        |
| 有価証券       |                       |                       |                    |
| 其他有価証券     | 5,444,820,000         | 5,444,820,000         | —                  |
| 貸出金        | 7,213,357,860         |                       |                    |
| 貸倒引当金（*1）  | △2,321,939            |                       |                    |
| 貸倒引当金控除後   | 7,211,035,921         | 7,380,080,173         | 169,044,252        |
| 経済事業未収金    | 769,048,973           |                       |                    |
| 貸倒引当金（*2）  | △6,909,890            |                       |                    |
| 貸倒引当金控除後   | 762,139,083           | 762,139,083           | —                  |
| 経済受託債権     | 1,030,504,607         | 1,030,504,607         | —                  |
| <b>資産計</b> | <b>81,233,033,199</b> | <b>81,374,257,477</b> | <b>141,224,278</b> |
| 貯金         | 80,824,995,578        | 80,780,326,270        | △44,669,308        |
| 経済事業未払金    | 297,344,818           | 297,344,818           | —                  |
| 経済受託債務     | 1,341,118,683         | 1,341,118,683         | —                  |
| <b>負債計</b> | <b>82,463,459,079</b> | <b>82,418,789,771</b> | <b>△44,669,308</b> |

\*1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

\*2：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資産】

#### ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

#### ②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や公社公団債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手で



きない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。また、延滞の生じている債権等については、時価は帳簿価額から貸倒引当金を控除した額によっています。

⑤経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③経済受託債務

経済受託債務については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：円)

|      | 貸借対照表計上額      |
|------|---------------|
| 外部出資 | 3,660,852,201 |

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

|            | 1年以内           | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超           |
|------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 預金         | 66,784,533,588 | —           | —           | —           | —           | —             |
| 有価証券       |                |             |             |             |             |               |
| その他有価証券のうち |                |             |             |             |             |               |
| 満期があるもの    | 100,000,000    | —           | 100,000,000 | —           | 200,000,000 | 5,000,000,000 |
| 貸出金        | 903,667,118    | 693,724,901 | 620,357,595 | 492,379,390 | 420,740,218 | 4,081,017,188 |
| 経済事業未収金    | 721,480,648    | —           | —           | —           | —           | —             |
| 経済受託債権     | 1,030,504,607  | —           | —           | —           | —           | —             |
| 合計         | 69,540,185,961 | 693,724,901 | 720,357,595 | 492,379,390 | 620,740,218 | 9,081,017,188 |

注1：貸出金のうち、当座貸越 42,427,836 円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

注2：貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 1,471,450 円は償還の予定が見込まれないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 47,568,325円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

(5) 経済事業未払金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

|         | 1年以内           | 1年超<br>2年以内   | 2年超<br>3年以内   | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---------|----------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-----|
| 貯金      | 75,127,883,239 | 3,779,888,955 | 1,336,921,933 | 174,212,019 | 406,089,432 | —   |
| 経済事業未払金 | 297,344,818    | —             | —             | —           | —           | —   |
| 経済受託債務  | 1,341,118,683  | —             | —             | —           | —           | —   |
| 合計      | 76,766,346,740 | 3,779,888,955 | 1,336,921,933 | 174,212,019 | 406,089,432 | —   |

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価・評価差額に関する事項は、次のとおりです。

(1) その他有価証券

(単位：円)

|  |   | 取得価額<br>(償却原価) | 貸借対照表計上<br>額<br>(時価) | 差額            |              |
|--|---|----------------|----------------------|---------------|--------------|
| 貸借対照表計上額<br>が取得価額又は償<br>却原価を超えるも<br>の  | 債 | 国債             | 2,395,055,568        | 2,585,230,000 | 190,174,432  |
|  | 券 | 地方債            | 599,842,500          | 630,550,000   | 30,707,500   |
|  |   | 公社公団債          | 302,366,893          | 319,100,000   | 16,733,107   |
|  |   | 小計             | 3,297,264,961        | 3,534,880,000 | 237,615,039  |
| 貸借対照表計上額<br>が取得価額又は償<br>却原価を超えない<br>もの | 債 | 国債             | 691,221,309          | 645,400,000   | △45,821,309  |
|  | 券 | 地方債            | 1,000,000,000        | 894,510,000   | △105,490,000 |
|  |   | 公社公団債          | 400,294,608          | 370,030,000   | △30,264,608  |
|  |   | 小計             | 2,091,515,917        | 1,909,940,000 | △181,575,917 |
| 合計                                     |   | 5,388,780,878  | 5,444,820,000        | 56,039,122    |              |

なお、上記差額から繰延税金負債 15,522,838円を差し引いた額 40,516,284円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VII 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|                |              |
|----------------|--------------|
| 期首における退職給付引当金  | 123,801,437円 |
| 退職給付費用         | 56,683,709円  |
| 退職給付の支払額       | △19,286,049円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △36,024,000円 |
| 期末における退職給付引当金  | 125,175,097円 |

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|           |               |
|-----------|---------------|
| 退職給付債務    | 797,551,600円  |
| 特定退職金共済制度 | △672,376,503円 |

|           |               |
|-----------|---------------|
| 未積立退職給付債務 | 125,175,097 円 |
| 退職給付引当金   | 125,175,097 円 |

#### 4. 退職給付に関連する損益

|        |              |
|--------|--------------|
| 勤務費用   | 56,683,709 円 |
| 退職給付費用 | 56,683,709 円 |

#### 5. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため特例業務負担金 13,802,720 円を拠出しています。

なお、同組合より示された当期末現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、111,276,000 円となっています。

### Ⅷ 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

##### ○繰延税金資産

|             |                |
|-------------|----------------|
| 退職給付引当金     | 34,673,502 円   |
| 賞与引当金       | 26,192,843 円   |
| 役員退職慰労引当金   | 11,141,134 円   |
| 固定資産減損損失    | 118,619,816 円  |
| 特例業務負担金引当金  | 31,005,527 円   |
| その他         | 10,772,613 円   |
| 繰延税金資産小計    | 232,405,435 円  |
| 評価性引当額      | △127,260,844 円 |
| 繰延税金資産合計（A） | 105,144,591 円  |

##### ○繰延税金負債

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 全農とふくれんの合併に係るみなし配当 | △12,195,202 円 |
| その他有価証券評価差額金       | △15,522,838 円 |
| 繰延税金負債合計（B）        | △27,718,040 円 |

繰延税金資産の純額（A）＋（B） 77,426,551 円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

#### 2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 法定実効税率               | 27.70%        |
| （調整）                 |               |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.50%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.69%        |
| 住民税均等割等              | 0.99%         |
| 評価性引当額の増減額           | △3.89%        |
| 法人税の税額特別控除           | △1.69%        |
| その他                  | △0.61%        |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | <u>20.31%</u> |

### Ⅸ 収益認識に関する注記

「Ⅰ重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

|                 | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-----------------|---------|---------|
| 1. 当期末処分剰余金     | 328,478 | 282,705 |
| 2. 任意積立金の目的外取崩額 | 48,000  |         |
| 3. 剰余金処分類       | 296,263 | 201,501 |
| (1) 利益準備金への繰入   | 50,000  | 40,000  |
| (2) 任意積立金の積立    | 234,640 | 150,000 |
| ① 固定資産減損積立金     | 14,640  |         |
| ② CE施設整備積立金     | 100,000 | 100,000 |
| ③ 施設整備積立金       | 120,000 | 50,000  |
| (3) 出資に対する配当額   | 11,622  | 11,501  |
| 4. 次期繰越剰余金      | 80,215  | 81,204  |

注(1) 令和4年度出資配当は1.0%の割合です。

令和5年度出資配当は1.0%の割合です。

(2) 令和4年度次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額13,000,000円が含まれています。

令和5年度次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額9,400,000円が含まれています。

## 2. 計算書類の正確性等にかかる確認

### 経営者確認書

私は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、計算書類作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、計算書類が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年7月26日

柳川農業協同組合  
代表理事組合長 山田英行

### 3. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

### 4. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

| 項目         | 31年度        | 2年度         | 3年度         | 4年度         | 5年度         |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益（事業収益） | 4,431       | 4,402       | 4,202       | 4,530       | 4,168       |
| 信用事業収益     | 569         | 554         | 553         | 549         | 545         |
| 共済事業収益     | 383         | 366         | 350         | 331         | 286         |
| 農業関連事業収益   | 2,268       | 2,397       | 2,218       | 2,641       | 2,386       |
| その他事業収益    | 1,211       | 1,085       | 1,081       | 1,009       | 950         |
| 経常利益       | 145         | 226         | 277         | 295         | 276         |
| 当期剰余金      | 10          | 60          | 137         | 244         | 186         |
| 出資金        | 1,190       | 1,179       | 1,175       | 1,165       | 1,154       |
| (出資口数)     | (1,190,884) | (1,179,965) | (1,175,709) | (1,165,601) | (1,154,861) |
| 純資産額       | 6,187       | 6,179       | 6,218       | 6,308       | 6,340       |
| 総資産額       | 86,584      | 87,707      | 89,271      | 88,533      | 90,061      |
| 貯金等残高      | 76,409      | 78,080      | 79,654      | 79,293      | 80,824      |
| 貸出金残高      | 9,727       | 9,245       | 8,850       | 8,584       | 7,213       |
| 有価証券残高     | 4,995       | 5,134       | 5,314       | 5,730       | 5,444       |
| 剰余金配当金額    | 11          | 11          | 11          | 11          | 11          |
| ・出資配当額     | 11          | 11          | 11          | 11          | 11          |
| ・事業利用分量配当額 | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 職員数        | 228         | 215         | 218         | 214         | 201         |
| 単体自己資本比率   | 15.73%      | 15.94%      | 16.22%      | 16.77%      | 16.38%      |

(注)

- ・当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。
- ・「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。

## 5. 利益総括表

(単位：百万円、%)

| 項目                      | 4年度   | 5年度   |
|-------------------------|-------|-------|
| 資金運用収支                  | 512   | 513   |
| 役務取引等収支                 | 10    | 10    |
| その他信用事業収支               | △23   | △24   |
| 信用事業粗利益                 | 522   | 523   |
| 信用事業粗利益率                | 0.67% | 0.66% |
| 事業粗利益                   | 1,977 | 1,944 |
| 事業粗利益率                  | 2.08% | 2.02% |
| 事業純益                    | 228   | 205   |
| 実質事業純益                  | 228   | 205   |
| コア事業純益                  | 228   | 205   |
| コア事業純益<br>(投資信託解約損益を除く) | 228   | 205   |

注) 信用事業粗利益率=信用事業粗利益/信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
事業粗利益率=事業粗利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

## 6. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| 項目        | 令和4年度  |     |        | 令和5年度  |     |        |
|-----------|--------|-----|--------|--------|-----|--------|
|           | 平均残高   | 利息  | 利回り    | 平均残高   | 利息  | 利回り    |
| 資金運用勘定    | 77,521 | 480 | 0.619  | 78,324 | 480 | 0.6128 |
| うち預金      | 63,427 | 290 | 0.457  | 64,351 | 290 | 0.450  |
| うち貸出金     | 8,779  | 118 | 1.344  | 8,402  | 115 | 1.368  |
| うち有価証券    | 5,315  | 72  | 1.354  | 5,571  | 75  | 1.346  |
| 資金調達勘定    | 77,797 | 14  | 0.018  | 78,922 | 14  | 0.017  |
| うち貯金・定期積金 | 77,793 | 13  | 0.016  | 78,918 | 13  | 0.016  |
| うち借入金     | 4      | 1   | 25.000 | 4      | 1   | 25.000 |
| 総資金利ざや    | —      | —   | 0.140  | —      | —   | 0.156  |

注) 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)  
経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積立金+借入金)平均残高

## 7. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項目        | 令和4年度増減額 | 令和5年度増減額 |
|-----------|----------|----------|
| 受取利息      | △8       | 0        |
| うち貸出金     | △4       | 0        |
| うち有価証券    | 4        | △3       |
| うち預金      | △8       | 3        |
| 支払利息      | △3       | 0        |
| うち貯金・定期積金 | △3       | 0        |
| うち譲渡性貯金   | 0        | 0        |
| うち借入金     | 0        | 0        |
| 差引        | △5       | 0        |

注) 1. 増減額は前年度対比です。  
2. 受取利息の預金には、信連(又は農林中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## 8. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、63・64ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照ください。

### ◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目  | 4 年度  | 5 年度  |
|--|-------|-------|
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額                                 | 5,494 | 5,673 |
| うち、出資金及び資本準備金の額  | 1,165 | 1,155 |
| うち、再評価積立金の額  | 0     | 0     |
| うち、利益剰余金の額   | 4,343 | 4,535 |
| うち、外部流出予定額 (△)   | 11    | 11    |
| うち、上記以外に該当するものの額   | △3    | △4    |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 5     | 4     |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額  | 5     | 4     |
| うち、適格引当金コア資本算入額  | 0     | 0     |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                         | 0     | 0     |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 0     | 0     |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 41    | 0     |
| コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)   | 5,540 | 5,677 |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額                 | 1     | 0     |
| うち、のれんに係るものの額  | 0     | 0     |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額                        | 1     | 0     |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額                                   | 0     | 0     |
| 適格引当金不足額   | 0     | 0     |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | 0     | 0     |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | 0     | 0     |

| 項 目                                   | 4 年度   | 5 年度   |
|---------------------------------------|--------|--------|
| 前払年金費用の額                              | 0      | 0      |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額        | 0      | 0      |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額          | 0      | 0      |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                   | 0      | 0      |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額                    | 0      | 0      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額   | 0      | 0      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0      | 0      |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額     | 0      | 0      |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額                   | 0      | 0      |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額   | 0      | 0      |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | 0      | 0      |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額     | 0      | 0      |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ）                      | 1      | 0      |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）                    | 5,541  | 5,677  |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                      | 29,411 | 31,075 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額       | △623   | 0      |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                  | △1,546 | 0      |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額        | －      | －      |
| うち、上記以外に該当するものの額                      | 923    | 0      |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額     | 3,611  | 3,576  |
| 信用リスク・アセット調整額                         | 0      | 0      |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                    | 0      | 0      |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ）                    | 33,023 | 34,652 |
| 自己資本比率（（ハ）／（ニ））                       | 16.77% | 16.38% |

（注）



1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあつては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

#### ◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

| 用語                | 内容   |
|-------------------|--|
| 自己資本比率            | 自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。  |
| 自己資本の額            | 『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』のことであります。  |
| エクスポージャー          | リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことであります。  |
| リスク・ウェイト          | リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことであります。   |
| 信用リスク・アセット額       | エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。  |
| 所要自己資本額           | リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことであります。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。   |
| オペレーショナル・リスク（相当額） | 金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあつては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。  |
| 基礎的手法             | 新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。 |
| 抵当権付住宅ローン         | 住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことであります。  |
| コミットメント           | 契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。  |
| 証券化エクスポージャー       | 証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことであります。  |
| 店頭デリバティブ          | 株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことであります。  |
| クレジット・デリバティブ      | 信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| カレント・エクスポージャー方式        | 派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なとなるコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことであります。 |
| プロテクションの購入及び提供         | プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。  |
| 信用リスク削減手法              | 金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。   |
| 想定元本                   | 投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことであります。   |
| 派生商品取引                 | 有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。   |
| オリジネーター                | 証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。   |
| 信用補完機能を持つI/O ストリップス    | 信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。  |
| 金利ショック                 | 保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。  |
| 上下 200 ベーシスポイントの平行移動   | 金利リスクの算出において、市場金利が一律 2%（0.01%が 1 ベーシスポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことであります。  |
| 1 パーセンタイル値・99 パーセンタイル値 | 金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の 1 年前との変化幅のデータを最低 5 年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の 1% 目もしくは 99% 目の値を変化幅として使用する方法のことであります。   |
| アウトライヤー基準              | 金融機関が保有する金利リスク量が自己資本に対して 20% を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、金融庁や行政等が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。   |

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット   | 4年度           |                |                             | 5年度           |                |                             |
|--|---------------|----------------|-----------------------------|---------------|----------------|-----------------------------|
|  | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>$b=a \times 4\%$ |
| 現金   | 262           | 0              | 0                           | 274           | 0              | 0                           |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け   | 3,294         | 0              | 0                           | 3,092         | 0              | 0                           |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け  | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 国際決済銀行等向け  | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 我が国の地方公共団体向け   | 1,501         | 0              | 0                           | 1,602         | 0              | 0                           |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け  | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 国際開発銀行向け   | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 地方公共団体金融機関向け   | 99            | 10             | 1                           | 99            | 10             | 1                           |
| 我が国の政府関係機関向け   | 405           | 40             | 1                           | 404           | 40             | 1                           |
| 地方三公社向け  | 200           | 0              | 0                           | 200           | 0              | 0                           |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け  | 64,535        | 12,907         | 516                         | 66,785        | 13,357         | 534                         |
| 法人等向け  | 437           | 436            | 17                          | 366           | 364            | 14                          |
| 中小企業等向け及び個人向け  | 473           | 323            | 12                          | 460           | 324            | 12                          |
| 抵当権付住宅ローン  | 382           | 132            | 5                           | 308           | 106            | 4                           |
| 不動産取得等事業向け   | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 3月以上延滞等  | 41            | 46             | 2                           | 39            | 44             | 2                           |
| 取立未済手形   | 7             | 1              | 0                           | 23            | 4              | 1                           |
| 信用保証協会等保証付   | 5,136         | 506            | 20                          | 4,966         | 490            | 20                          |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付   | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 共済総貸付  | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 出資等  | 272           | 272            | 11                          | 272           | 272            | 11                          |
| (うち出資等のエクスポージャー)   | 272           | 272            | 11                          | 272           | 272            | 11                          |
| (うち重要な出資のエクスポージャー)   | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| 上記以外   | 10,276        | 15,359         | 614                         | 10,979        | 16,061         | 642                         |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)            | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)   | 3,389         | 8,473          | 338                         | 3,389         | 8,473          | 338                         |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)  | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)               | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー) | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |
| (うち上記以外のエクスポージャー)  | 6,887         | 6,886          | 275                         | 7,589         | 7,588          | 303                         |
| 証券化  | —             | —              | —                           | —             | —              | —                           |

|  |  |        |        |       |        |        |       |
|--|--|--------|--------|-------|--------|--------|-------|
|  | (うちSTC要件適用分)   | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | (うち非STC適用分)  | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | 再証券化   | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                     | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | (うちロックスルー方式)   | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | (うちマンドート方式)  | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | (うち蓋然性方式250%)  | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | (うち蓋然性方式400%)  | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | (うちフォールバック方式)  | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | 総過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                      | —      | 923    | 36    | —      | 0      | 0     |
|  | 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△) | —      | 1,547  | 62    | —      | 0      | 0     |
|  | 標準的手法を適用するエクスポージャー別計   | 87,328 | 29,411 | 1,176 | 89,874 | 31,075 | 1,243 |
|  | CVAリスク相当額÷8%   | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | 中央清算機関関連エクスポージャー   | —      | —      | —     | —      | —      | —     |
|  | 合計 (信用リスク・アセットの額)  | 87,328 | 29,411 | 1,176 | 89,874 | 31,075 | 1,243 |

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
4. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位：百万円)

| 4年度                            |                               | 5年度                            |                               |
|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>$b = a \times 4\%$ | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>$b = a \times 4\%$ |
| 3,611                          | 144                           | 3,576                          | 143                           |

(注)

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用していません。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

(単位：百万円)

| 4年度                       |                       | 5年度                       |                       |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|
| リスク・アセット等<br>(分母) 合計<br>a | 所要自己資本額<br>b = a × 4% | リスク・アセット等<br>(分母) 合計<br>a | 所要自己資本額<br>b = a × 4% |
| 33,023                    | 1,321                 | 34,652                    | 1,386                 |

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関                                 |
|--|
| 株式会社格付投資情報センター(R & I)                  |
| 株式会社日本格付研究所(J C R)                     |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s) |
| S & Pグローバル・レーティング(S & P)               |
| フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)            |

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

| エクスポージャー              | 適格格付機関                           | カントリー・リスク・スコア |
|-----------------------|----------------------------------|---------------|
| 金融機関向けエクスポージャー        |                                  | 日本貿易保険        |
| 法人等向けエクスポージャー<br>(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P,<br>Fitch |               |
| 法人等向けエクスポージャー<br>(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P,<br>Fitch |               |

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

|               | 4年度                  |        |       | 5年度                  |        |       |
|---------------|----------------------|--------|-------|----------------------|--------|-------|
|               | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       |
|               |                      | うち貸出金等 | うち債券  |                      | うち貸出金等 | うち債券  |
| 信用リスク<br>期末残高 | 87,328               | 8,532  | 5,501 | 89,874               | 7,157  | 5,398 |
| 信用リスク<br>平均残高 | 80,086               | 8,782  | 5,316 | 80,893               | 8,406  | 5,573 |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

|    | 4年度                  |        |       | 5年度                  |        |       |
|----|----------------------|--------|-------|----------------------|--------|-------|
|    | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       |
|    |                      | うち貸出金等 | うち債券  |                      | うち貸出金等 | うち債券  |
| 国内 | 87,328               | 8,532  | 5,501 | 89,874               | 7,157  | 5,398 |
| 国外 | 0                    | 0      | 0     | 0                    | 0      | 0     |
| 合計 | 87,328               | 8,532  | 5,501 | 89,874               | 7,157  | 5,398 |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

|     | 4年度                  |        |       | 5年度                  |        |       |       |
|-----|----------------------|--------|-------|----------------------|--------|-------|-------|
|     | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       |       |
|     |                      | うち貸出金等 | うち債券  |                      | うち貸出金等 | うち債券  |       |
| 法人  | 農業                   | 362    | 362   | 0                    | 338    | 338   | 0     |
|     | 林業                   | 0      | 0     | 0                    | 0      | 0     | 0     |
|     | 水産業                  | 0      | 0     | 0                    | 0      | 0     | 0     |
|     | 製造業                  | 0      | 0     | 0                    | 0      | 0     | 0     |
|     | 鉱業                   | 0      | 0     | 0                    | 0      | 0     | 0     |
|     | 建設・不動産業              | 100    | 0     | 100                  | 100    | 0     | 100   |
|     | 電気・ガス・熱供給・水道業        | 0      | 0     | 0                    | 0      | 0     | 0     |
|     | 運輸・通信業               | 505    | 0     | 505                  | 504    | 0     | 505   |
|     | 金融・保険業               | 68,031 | 1,031 | 99                   | 70,297 | 0     | 99    |
|     | 卸売・小売・飲食・サービス業       | 18     | 4     | 0                    | 19     | 5     | 0     |
|     | 日本国政府・地方公共団体         | 4,801  | 5     | 4,796                | 4,694  | 0     | 4,694 |
|     | その他                  | 266    | 8     | 0                    | 258    | 0     | 0     |
|     | 個人                   | 7,155  | 7,121 | 0                    | 6,822  | 6,798 | 0     |
| その他 | 6,086                | 0      | 0     | 6,842                | 16     | 0     |       |
| 合計  | 87,328               | 8,532  | 5,501 | 89,874               | 7,157  | 5,398 |       |

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
- 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

|            | 4年度                  |        |       | 5年度                  |        |       |
|------------|----------------------|--------|-------|----------------------|--------|-------|
|            | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 |        |       |
|            |                      | うち貸出金等 | うち債券  |                      | うち貸出金等 | うち債券  |
| 1年以下       | 65,927               | 1,192  | 400   | 66,853               | 167    | 100   |
| 1年超3年以下    | 644                  | 344    | 100   | 610                  | 510    | 100   |
| 3年超5年以下    | 878                  | 778    | 100   | 823                  | 623    | 200   |
| 5年超7年以下    | 917                  | 617    | 300   | 1,320                | 520    | 801   |
| 7年超10年以下   | 2,501                | 598    | 1,903 | 1,926                | 524    | 1,403 |
| 10年超       | 7,613                | 4,916  | 2,697 | 7,531                | 4,736  | 2,794 |
| 期限の定めのないもの | 8,844                | 86     | 0     | 10,811               | 77     | 0     |
| 合計         | 87,328               | 8,532  | 5,501 | 89,874               | 7,157  | 5,398 |

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

|    | 4年度 | 5年度 |
|----|-----|-----|
| 国内 | 41  | 39  |
| 国外 | 0   | 0   |
| 合計 | 41  | 39  |

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◇三月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

|    |                | 4年度 | 5年度 |
|----|----------------|-----|-----|
| 法人 | 農業             | 0   | 0   |
|    | 林業             | 0   | 0   |
|    | 水産業            | 0   | 0   |
|    | 製造業            | 0   | 0   |
|    | 鉱業             | 0   | 0   |
|    | 建設・不動産業        | 0   | 0   |
|    | 電気・ガス・熱供給・水道業  | 0   | 0   |
|    | 運輸・通信業         | 0   | 0   |
|    | 金融・保険業         | 0   | 0   |
|    | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 0   | 0   |
|    | 日本国政府・地方公共団体   | 0   | 0   |
|    | その他            | 0   | 0   |
|    | 個人             |     | 41  |
| 合計 |                | 41  | 39  |

(注)

1. 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。



◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分            | 4 年度 |       |       |     |      | 5 年度 |       |       |     |      |
|----------------|------|-------|-------|-----|------|------|-------|-------|-----|------|
|                | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 |     | 期末残高 |
|                |      |       | 目的使用  | その他 |      |      |       | 目的使用  | その他 |      |
| 一般貸倒引当金        | 8    | 5     | —     | 8   | 5    | 5    | 4     | —     | 5   | 4    |
| 個別貸倒引当金        | 16   | 8     | 1     | 14  | 8    | 8    | 5     | 1     | 7   | 5    |
| 国内             | 16   | 8     | 0     | 16  | 8    | 8    | 0     | 0     | 0   | 5    |
| 国外             | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 法              |      |       |       |     |      |      |       |       |     |      |
| 農業             | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 林業             | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 水産業            | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 製造業            | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 鉱業             | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 建設・不動産業        | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 電気・ガス・熱供給・水道業  | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 人              |      |       |       |     |      |      |       |       |     |      |
| 運輸・通信業         | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 金融・保険業         | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 卸売・小売・飲食・サービス業 | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 日本国政府・地方公共団体   | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| その他            | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    | 0    | 0     | 0     | 0   | 0    |
| 個人             | 16   | 8     | 0     | 16  | 8    | 8    | 5     | 1     | 7   | 5    |

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 項目 |                | 4年度 | 5年度 |
|----|----------------|-----|-----|
| 法人 | 農業             | 0   | 0   |
|    | 林業             | 0   | 0   |
|    | 水産業            | 0   | 0   |
|    | 製造業            | 0   | 0   |
|    | 鉱業             | 0   | 0   |
|    | 建設・不動産業        | 0   | 0   |
|    | 電気・ガス・熱供給・水道業  | 0   | 0   |
|    | 運輸・通信業         | 0   | 0   |
|    | 金融・保険業         | 0   | 0   |
|    | 卸売・小売・飲食・サービス業 | 0   | 0   |
|    | 日本国政府・地方公共団体   | 0   | 0   |
|    | その他            | 0   | 0   |
|    | 個人             | 0   | 0   |
|    | 合計             | 0   | 0   |

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

|                |               | 4年度  |        |        | 5年度  |        |        |
|----------------|---------------|------|--------|--------|------|--------|--------|
|                |               | 格付あり | 格付なし   | 計      | 格付あり | 格付なし   | 計      |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト 0%   | 0    | 5,380  | 5,380  | 0    | 5,263  | 5,263  |
|                | リスク・ウェイト 2%   | 0    | 0      | 0      | 0    | 0      | 0      |
|                | リスク・ウェイト 4%   | 0    | 0      | 0      | 0    | 0      | 0      |
|                | リスク・ウェイト 10%  | 0    | 5,569  | 5,569  | 0    | 5,412  | 5,412  |
|                | リスク・ウェイト 20%  | 0    | 64,544 | 64,544 | 0    | 66,809 | 66,809 |
|                | リスク・ウェイト 35%  | 0    | 379    | 379    | 0    | 304    | 304    |
|                | リスク・ウェイト 50%  | 0    | 3      | 3      | 0    | 4      | 4      |
|                | リスク・ウェイト 75%  | 0    | 431    | 431    | 0    | 432    | 432    |
|                | リスク・ウェイト 100% | 0    | 9,558  | 9,558  | 0    | 2,770  | 2,770  |
|                | リスク・ウェイト 150% | 0    | 26     | 26     | 0    | 22     | 22     |
|                | リスク・ウェイト 250% | 0    | 2,358  | 2,358  | 0    | 3,389  | 3,389  |
| その他            | 0             | 0    | 0      | 0      | 0    | 0      |        |
| リスク・ウェイト 1250% |               | —    | 0      | 0      | —    | 0      | 0      |
| 合計             |               | —    | 88,251 | 88,251 | —    | 84,409 | 84,409 |

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ◆信用リスク削減手法に関する事項

### ◇ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| 区 分                       | 4 年度         |     |                      | 5 年度         |     |                      |
|---------------------------|--------------|-----|----------------------|--------------|-----|----------------------|
|                           | 適格金融<br>資産担保 | 保証  | クレジッ<br>ト・デリバ<br>ティブ | 適格金融<br>資産担保 | 保証  | クレジッ<br>ト・デリバ<br>ティブ |
| 地方公共団体金融機構向け              | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 我が国の政府関係機関向け              | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 地方三公社向け                   | 0            | 200 | 0                    | 0            | 200 | 0                    |
| 金融機関向け及び第一種金<br>融商品取引業者向け | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 法人等向け                     | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 中小企業等及び個人向け               | 3            | 1   | 0                    | 0            | 1   | 0                    |
| 抵当権住宅ローン                  | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 不動産取得等事業向け                | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 三月以上延滞等                   | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 証券化                       | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 中央清算機関関連                  | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 上記以外                      | 0            | 0   | 0                    | 0            | 0   | 0                    |
| 合計                        | 3            | 201 | 0                    | 0            | 201 | 0                    |

(注)

1. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
2. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

|     | 4年度      |       | 5年度      |       |
|-----|----------|-------|----------|-------|
|     | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場  | 0        | 0     | 0        | 0     |
| 非上場 | 2,629    | 2,629 | 3,660    | 3,660 |
| 合計  | 2,629    | 2,629 | 3,660    | 3,660 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

|     | 4年度 |     |     | 5年度 |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| 上場  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 非上場 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）  
（単位：百万円）

|     | 4年度 |     | 5年度 |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 上場  | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 非上場 | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計  | 0   | 0   | 0   | 0   |

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）  
（単位：百万円）

|     | 4年度 |     | 5年度 |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| 上場  | —   | —   | —   | —   |
| 非上場 | —   | —   | —   | —   |
| 合計  | —   | —   | —   | —   |

◆リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ◆金利リスクに関する事項

### ◇金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

特段ありません。

### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティーブ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI Iに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

特段ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

### ◇ $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NI I以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta$ EVEおよび $\Delta$ NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

◇金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB 1 : 金利リスク |           |              |     |              |     |
|-----------------|-----------|--------------|-----|--------------|-----|
| 項番              |           | $\Delta$ EVE |     | $\Delta$ NII |     |
|                 |           | 当期末          | 前期末 | 当期末          | 前期末 |
| 1               | 上方パラレルシフト | 251          | 302 | 39           | 29  |
| 2               | 下方パラレルシフト | 0            | 0   | 3            | 4   |
| 3               | スティープ化    | 392          | 436 |              |     |
| 4               | フラット化     | 0            | 0   |              |     |
| 5               | 短期金利上昇    | 0            | 0   |              |     |
| 6               | 短期金利低下    | 96           | 30  |              |     |
| 7               | 最大値       | 392          | 436 | 39           | 29  |
|                 |           | 当期末          |     | 前期末          |     |
| 8               | 自己資本の額    | 5,677        |     | 5,541        |     |



## Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

### 1. 信用事業

#### ◆貯金に関する指標

##### ①科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

| 種類     | 4年度            | 5年度            | 増減    |
|--------|----------------|----------------|-------|
| 流動性貯金  | 39,281 ( 50.4) | 40,270 ( 51.0) | 988   |
| 定期性貯金  | 38,494 ( 49.4) | 38,630 ( 48.9) | 136   |
| その他の貯金 | 17 ( 0.1)      | 17 ( 0.1)      | 0     |
| 小計     | 77,792 (100.0) | 78,917 (100.0) | 1,125 |
| 譲渡性貯金  | 0 ( 0.0)       | 0 ( 0.0)       | 0     |
| 合計     | 77,792 (100.0) | 78,917 (100.0) | 1,125 |

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比です

##### ②定期貯金残高

(単位：百万円)

| 種類         | 4年度            | 5年度            | 増減  |
|------------|----------------|----------------|-----|
| 定期貯金       | 35,828 ( 97.9) | 36,443 ( 98.2) | 614 |
| うち固定自由金利定期 | 35,826 ( 99.9) | 36,440 ( 99.9) | 614 |
| うち変動自由金利定期 | 2 ( 0.1)       | 2 ( 0.1)       | 0   |
| 定期積金       | 739 ( 2.0)     | 657 ( 1.7)     | △81 |

注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

#### ◆貸出金に関する指標

##### ①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 種類   | 4年度   | 5年度   | 増減   |
|------|-------|-------|------|
| 手形貸付 | 121   | 81    | △39  |
| 証書貸付 | 8,595 | 8,270 | △325 |
| 当座貸越 | 64    | 52    | △12  |
| 合計   | 8,781 | 8,405 | △376 |

##### ②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

| 種類     | 4年度           | 5年度           | 増減     |
|--------|---------------|---------------|--------|
| 固定金利貸出 | 6,872 ( 80.0) | 6,541 ( 90.6) | △331   |
| 変動金利貸出 | 1,710 ( 20.0) | 670 ( 9.4)    | △1,039 |
| 合計     | 8,584 (100.0) | 7,213 (100.0) | △1,370 |

注) ( ) 内は構成比です。

### ③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 種類         | 4年度   | 5年度   | 増減     |
|------------|-------|-------|--------|
| 貯金・定期積金等   | 31    | 21    | △9     |
| 有価証券       | 0     | 0     | 0      |
| 動産         | 0     | 0     | 0      |
| 不動産        | 0     | 0     | 0      |
| その他担保物     | 3     | 3     | 0      |
| 小計         | 34    | 24    | △10    |
| 農業信用基金協会保証 | 5,167 | 5,000 | △167   |
| その他保証      | 789   | 779   | △10    |
| 小計         | 5,956 | 5,779 | △176   |
| 信用         | 2,592 | 1,408 | △1,184 |
| 合計         | 8,584 | 7,213 | △1,370 |

### ④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

| 種類       | 4年度 | 5年度 | 増減 |
|----------|-----|-----|----|
| 貯金・定期積金等 | 0   | 0   | 0  |
| 有価証券     | 0   | 0   | 0  |
| 動産       | 0   | 0   | 0  |
| 不動産      | 0   | 0   | 0  |
| その他担保物   | 0   | 0   | 0  |
| 小計       | 0   | 0   | 0  |
| 信用       | 0   | 0   | 0  |
| 合計       | 0   | 0   | 0  |

### ⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

| 種類   | 4年度           | 5年度           | 増減     |
|------|---------------|---------------|--------|
| 設備資金 | 7,488 (87.2)  | 7,149 (99.0)  | △339   |
| 運転資金 | 1,096 (12.8)  | 64 (1.0)      | △1,032 |
| 合計   | 8,584 (100.0) | 7,213 (100.0) | △1,371 |

### ⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

| 種類            | 4年度           | 5年度           | 増減     |
|---------------|---------------|---------------|--------|
| 農業            | 1,994 (23.2)  | 1,932 (26.7)  | △61    |
| 林業            | 0 (0.0)       | 0 (0.0)       | 0      |
| 水産業           | 432 (5.0)     | 433 (6.0)     | 1      |
| 製造業           | 663 (7.7)     | 631 (8.7)     | △32    |
| 鉱業            | 3 (0.1)       | 4 (0.1)       | 0      |
| 建設業           | 524 (6.1)     | 532 (7.3)     | 7      |
| 不動産業          | 26 (0.3)      | 23 (0.3)      | △2     |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 65 (0.7)      | 107 (1.4)     | 42     |
| 運輸・通信業        | 217 (2.5)     | 214 (2.9)     | △2     |
| 卸売・小売・飲食業     | 108 (1.2)     | 105 (1.4)     | △3     |
| サービス業         | 880 (10.1)    | 837 (11.6)    | △43    |
| 金融・保険業        | 1,128 (13.1)  | 96 (1.3)      | △1,031 |
| 地方公共団体        | 0 (0.0)       | 0 (0.0)       | 0      |
| その他           | 2,538 (29.5)  | 2,294 (31.8)  | △244   |
| 合計            | 8,584 (100.0) | 7,213 (100.0) | △1,370 |

注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア) 営農類型別

(単位: 百万円)

| 種 類      | 4年度   | 5年度   | 増 減 |
|----------|-------|-------|-----|
| 農 業      | 1,994 | 1,932 | △62 |
| 穀 作      | 0     | 0     | 0   |
| 野菜・園芸    | 0     | 0     | 0   |
| 果樹・樹園農業  | 0     | 0     | 0   |
| 工芸作物     | 0     | 0     | 0   |
| 養豚・肉牛・酪農 | 0     | 0     | 0   |
| 養鶏・養卵    | 0     | 0     | 0   |
| 養 蚕      | 0     | 0     | 0   |
| その他農業    | 1,994 | 1,932 | △62 |
| 農業関連団体等  | —     | —     | —   |
| 合 計      | 1,994 | 1,932 | △62 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)の子会社等が含まれています。

(イ) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位: 百万円)

| 種 類     | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|---------|-----|-----|-----|
| プロパー資金  | —   | —   | —   |
| 農業制度資金  | 286 | 295 | 9   |
| 農業近代化資金 | 286 | 295 | 9   |
| その他制度資金 | —   | —   | —   |
| 合 計     | 286 | 295 | 9   |

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位: 百万円)

| 種 類        | 4年度 | 5年度 | 増 減 |
|------------|-----|-----|-----|
| 日本政策金融公庫資金 | 4   | 4   | 0   |
| その他        | —   | —   | —   |
| 合 計        | 4   | 4   | 0   |

(注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況（法定）

（単位：千円又は百万円）

| 債権区分              |          | 債権額   | 保全額 |    |    |    |   |
|-------------------|----------|-------|-----|----|----|----|---|
|                   |          |       | 担保  | 保証 | 引当 | 合計 |   |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 4年度      | 15    | 12  | 3  | 0  | 15 |   |
|                   | 5年度      | 12    | 9   | 3  | 0  | 12 |   |
| 危険債権              | 4年度      | 9     | 7   | 0  | 0  | 7  |   |
|                   | 5年度      | 8     | 1   | 7  | 0  | 8  |   |
| 要管理債権             | 4年度      | 0     | 0   | 0  | 0  | 0  |   |
|                   | 5年度      | 0     | 0   | 0  | 0  | 0  |   |
|                   | 三月以上延滞債権 | 4年度   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0 |
|                   |          | 5年度   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0 |
|                   | 貸出条件緩和債権 | 4年度   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0 |
|                   |          | 5年度   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0 |
| 小計                | 4年度      | 24    | 19  | 3  | 0  | 22 |   |
|                   | 5年度      | 20    | 11  | 9  | 0  | 20 |   |
| 正常債権              | 4年度      | 8,567 |     |    |    |    |   |
|                   | 5年度      | 7,200 |     |    |    |    |   |
| 合計                | 4年度      | 8,591 |     |    |    |    |   |
|                   | 5年度      | 7,221 |     |    |    |    |   |

（注） 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| 区分      | 4年度      |           |          |     |          | 5年度      |           |          |     |          |
|---------|----------|-----------|----------|-----|----------|----------|-----------|----------|-----|----------|
|         | 期首<br>残高 | 期中<br>増加高 | 期中減少高    |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加高 | 期中減少高    |     | 期末<br>残高 |
|         |          |           | 目的<br>使用 | その他 |          |          |           | 目的<br>使用 | その他 |          |
| 一般貸倒引当金 | 8        | 5         |          | 8   | 5        | 5        | 4         |          | 5   | 4        |
| 個別貸倒引当金 | 16       | 8         | 1        | 14  | 8        | 8        | 5         | 1        | 7   | 5        |
| 合計      | 24       | 13        | 1        | 22  | 13       | 13       | 9         | 1        | 12  | 9        |

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

|        | 4年度 | 5年度 | 増減 |
|--------|-----|-----|----|
| 貸出金償却額 | 0   | 0   | 0  |

注) 上記の貸出金償却額は売却損を含んでいます。

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

| 種類      |    | 4年度    |        | 5年度    |        |
|---------|----|--------|--------|--------|--------|
|         |    | 仕向     | 被仕向    | 仕向     | 被仕向    |
| 送金・振込為替 | 件数 | 8,564  | 80,662 | 8,557  | 82,319 |
|         | 金額 | 15,869 | 24,326 | 12,273 | 23,357 |
| 代金取立為替  | 件数 | —      | —      | —      | —      |
|         | 金額 | —      | —      | —      | —      |
| 雑為替     | 件数 | 200    | 52     | 240    | 70     |
|         | 金額 | 14     | 21     | 19     | 2      |
| 合計      | 件数 | 8,764  | 80,714 | 8,797  | 82,389 |
|         | 金額 | 15,883 | 24,347 | 12,292 | 23,359 |

◆有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

|       | 4年度   | 5年度   | 増減  |
|-------|-------|-------|-----|
| 国債    | 3,269 | 3,299 | 30  |
| 地方債   | 1,342 | 1,569 | 227 |
| 政府保証債 | 0     | 0     | 0   |
| 金融債   | 0     | 0     | 0   |
| 短期社債  | 0     | 0     | 0   |
| 公社公団債 | 703   | 703   | 0   |
| 株式    | 0     | 0     | 0   |
| 受益証券  | 0     | 0     | 0   |
| 合計    | 5,315 | 5,571 | 256 |

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

## ②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 種類    | 1年以下 | 1年超<br>3年以下 | 3年超<br>5年以下 | 5年超<br>7年以下 | 7年超<br>10年以下 | 10年超  | 期間の定めのない<br>もの | 合計    |
|-------|------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|----------------|-------|
| 4年度   |      |             |             |             |              |       |                |       |
| 国債    | 400  | 100         | 100         | 200         | 1,700        | 800   | 0              | 3,300 |
| 地方債   | 0    | 0           | 0           | 100         | 1,400        | 0     | 0              | 1,500 |
| 政府保証債 | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 金融債   | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 短期社債  | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 公社公団債 | 0    | 0           | 0           | 0           | 200          | 500   | 0              | 700   |
| 株式    | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 受益証券  | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 投資証券  | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 5年度   |      |             |             |             |              |       |                |       |
| 国債    | 100  | 100         | 200         | 700         | 1,200        | 800   | 0              | 3,100 |
| 地方債   | 0    | 0           | 0           | 100         | 0            | 1,500 | 0              | 1,600 |
| 政府保証債 | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 金融債   | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 短期社債  | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 公社公団債 | 0    | 0           | 0           | 0           | 200          | 500   | 0              | 700   |
| 株式    | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 受益証券  | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |
| 投資証券  | 0    | 0           | 0           | 0           | 0            | 0     | 0              | 0     |

## ◆有価証券の時価情報等

### ①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

|   | 種 類    | 4年度            |          |     | 5年度            |          |     |
|---|--------|----------------|----------|-----|----------------|----------|-----|
|   |        | 取得原価<br>又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差 額 | 取得原価<br>又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 差 額 |
| 貸借対照表<br>計上額が取<br>得原価又は<br>償却原価を<br>超えるもの | 株式     | —              | —        | —   | —              | —        | —   |
|   | 債券     | —              | —        | —   | —              | —        | —   |
|   | 国債     | 2,694          | 2,958    | 263 | 2,395          | 2,585    | 190 |
|   | 地方債    | 699            | 741      | 42  | 599            | 630      | 30  |
|   | 短期社債   | —              | —        | —   | —              | —        | —   |
|   | 公社公団債  | 302            | 327      | 24  | 302            | 319      | 16  |
|   | その他の証券 | —              | —        | —   | —              | —        | —   |
|   | 合 計    | 3,697          | 4,027    | 330 | 3,297          | 3,534    | 237 |

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等

(金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

2. 共済事業

①長期共済保有高

(単位：件、百万円)

| 種類     | 4年度      |         | 5年度    |         |        |
|--------|----------|---------|--------|---------|--------|
|        | 件数       | 金額      | 件数     | 金額      |        |
| 生命系    | 終身共済     | 5,095   | 47,870 | 4,952   | 43,379 |
|        | 定期生命共済   | 34      | 745    | 46      | 560    |
|        | 養老生命共済   | 1,982   | 16,497 | 1,783   | 13,920 |
|        | うちこども共済  | 1,176   | 6,157  | 1,128   | 5,745  |
|        | 医療共済     | 4,213   | 567    | 4,153   | 526    |
|        | がん共済     | 431     | 158    | 433     | 151    |
|        | 定期医療共済   | 99      | 566    | 93      | 167    |
|        | 介護共済     | 201     | 180    | 208     | 613    |
|        | 認知症共済    | 27      | —      | 31      | —      |
|        | 生活障害共済   | 62      | —      | 50      | —      |
|        | 特定重度疾患共済 | 208     | —      | 170     | —      |
|        | 年金共済     | 2,641   | —      | 2,483   | —      |
| 建物更生共済 | 8,434    | 107,259 | 8,278  | 105,016 |        |
| 合 計    | 23,427   | 173,846 | 22,680 | 164,335 |        |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

## ②医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

| 種類     | 4年度    |    | 5年度    |    |
|--------|--------|----|--------|----|
|        | 件数     | 金額 | 件数     | 金額 |
| 医療共済   | 4, 213 | 23 | 4, 153 | 21 |
| がん共済   | 431    | 3  | 433    | 3  |
| 定期医療共済 | 99     | 1  | 93     | 1  |
| 合計     | 4, 743 | 27 | 4, 679 | 25 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

## ③介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

| 種類            | 4年度 |     | 5年度 |     |
|---------------|-----|-----|-----|-----|
|               | 件数  | 金額  | 件数  | 金額  |
| 介護共済          | 201 | 798 | 208 | 816 |
| 認知症共済         | 27  | 171 | 31  | 181 |
| 生活障害共済（一時金型）  | 37  | 244 | 34  | 240 |
| 生活障害共済（定期年金型） | 25  | 24  | 16  | 15  |
| 特定重度疾病共済      | 208 | 636 | 170 | 418 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## ④年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

| 種類    | 4年度    |        | 5年度    |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|
|       | 件数     | 金額     | 件数     | 金額     |
| 年金開始前 | 1, 967 | 1, 600 | 1, 830 | 1, 402 |
| 年金開始後 | 674    | 406    | 653    | 390    |
| 合計    | 2, 641 | 2, 006 | 2, 483 | 1, 793 |

(注)金額は、年金年額を記載しています。

## ⑤短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

| 種類       | 4年度     |        |     | 5年度     |        |     |
|----------|---------|--------|-----|---------|--------|-----|
|          | 件数      | 金額     | 掛金  | 件数      | 金額     | 掛金  |
| 火災共済     | 318     | 3, 001 | 3   | 326     | 3, 173 | 3   |
| 自動車共済    | 6, 783  | /      | 246 | 6, 753  | /      | 243 |
| 傷害共済     | 2, 011  | 5, 623 | 10  | 2, 416  | 7, 981 | 9   |
| 団体定期生命共済 | —       | —      | —   | —       | —      | —   |
| 定額定期生命共済 | —       | —      | —   | —       | —      | —   |
| 賠償責任共済   | 60      | /      | 1   | 57      | /      | 1   |
| 自賠責共済    | 3, 529  | /      | 65  | 3, 512  | /      | 58  |
| 合計       | 12, 701 | /      | 324 | 13, 064 | /      | 315 |

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。



## Ⅸ. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

### 1. 利益率

(単位：%)

| 項目        | 4年度  | 5年度  | 増減    |
|-----------|------|------|-------|
| 総資産経常利益率  | 0.31 | 0.29 | △0.02 |
| 資本経常利益率   | 5.00 | 4.51 | △0.49 |
| 総資産当期純利益率 | 0.26 | 0.20 | △0.06 |
| 資本当期純利益率  | 4.14 | 3.05 | △1.09 |

- 注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

### 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 区分  |      | 4年度  | 5年度  | 増減   |
|-----|------|------|------|------|
| 貯貸率 | 期末   | 10.8 | 8.9  | △1.9 |
|     | 期中平均 | 11.3 | 10.7 | △0.6 |
| 貯証率 | 期末   | 7.2  | 6.7  | △0.5 |
|     | 期中平均 | 6.8  | 7.1  | 0.3  |

- 注 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100



柳川農業協同組合

〒832-0058

福岡県柳川市上宮永町425番地1

TEL0944 (73) 6312 FAX0944 (72) 5189